

令和3年筑北村議会12月定例会会議録 第2号

令和3年12月13日

第 2 号 (12月13日)

○開 議	3
○議事日程の報告	3
○一般質問	3
一之瀬 茂 幸 議員	3
窪 寺 務 議員	1 0
小 山 正 博 議員	1 5
玉 井 玲 子 議員	2 9
藤 原 孝 一 議員	3 5
吉 池 昌 昭 議員	4 0
宮 下 敏 彦 議員	4 7
山 田 直 幸 議員	6 0
櫻 井 新 一 議員	6 8
勝 田 昇 議員	7 0
鎌 田 欣 子 議員	8 2
○散 会	9 0

令和3年12月筑北村議会定例会議録

議 事 日 程（第2号）

令和3年12月13日（月）午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	一之瀬 茂 幸 君	2 番	窪 寺 務 君
3 番	小 山 正 博 君	4 番	玉 井 玲 子 君
5 番	藤 原 孝 一 君	6 番	吉 池 昌 昭 君
7 番	宮 下 敏 彦 君	8 番	山 田 直 幸 君
9 番	櫻 井 新 一 君	10 番	勝 田 昇 君
11 番	鎌 田 欣 子 君	12 番	待 井 安 登 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	太 田 守 彦 君	副 村 長	欠 員
教 育 長	滝 澤 昭 文 君	総 務 課 長	山 田 充 彦 君
会 計 管 理 者	高 野 弥寿生 君	企画財政課長	久保村 公 雄 君
住 祉 課 長	堀 内 克 美 君	産 業 課 長	山 田 隆 宣 君
建 設 課 長	宮 島 治 彦 君	観 光 課 長	中 澤 明 彦 君
教 育 次 長	窪 田 信 幸 君		

事務局職員出席者

事務局 長 細 田 雅 義 君

◎開議の宣告

○議長（待井安登議員） 定刻になりました。

ただいまから令和3年筑北村議会12月定例会第2日の会議を開きます。

本日は一般質問です。本定例会の申し合わせ事項により、1人60分の持ち時間で行います。また筑北村会議規則第55条の規定により、質疑の回数は同一議員につき同一議題について3回を超えることはできませんので、議員各位にはこのことを踏まえ、スムーズな進行にご協力をお願いいたします。

なお本日の質問者は11名となります。

開会 午前 9時00分

◎議事日程の報告

○議長（待井安登議員） 日程により会議を進めます。

◎一般質問

○議長（待井安登議員） 日程第1、一般質問を行います。

お手元にお配りした要旨に沿って進めてまいります。順番に発言を許可します。

◇ 一 之 瀬 茂 幸 議員

○議長（待井安登議員） 順番1、1、貸借契約が行われている農地の管理について、2、奨

学金の返還支援について、3、緊急時連絡体制の現状と新たな広域情報伝達の仕組みづくりについて。1番、一之瀬茂幸議員。

一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） 1番、一之瀬茂幸でございます。これから一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、農地中間管理機構の運用について、村長にお伺いをいたします。

現在、筑北村の豊かな自然を守るため、また高齢化が進む中で、遊休荒廃地が増加している状況であります。筑北村の豊かな自然と農業を守るため、農地中間管理機構の運用として、契約先のアルプス運輸、めぶき、坂井地域の筑北ファーム等の取り組みにより、効果が出ていると認識しております。現在、契約面積は80ヘクタール以上に及ぶとお聞きしております。

しかし契約済みの農地が荒れた状態の箇所があり、本城地域では道路の見通しが悪く、危険な状況になっていた箇所もありました。農業委員の方が善意で草刈りを行ったと聞いております。また坂北地域でも高齢で草刈りが困難な方から、お金は自分が負担するので、草刈りをやってもらいたいと嘆いている方もいます。村内各地にそういった場所がかなりあると聞いております。村民の声に耳を傾け、まずは足元を改善し、将来を見据えた取り組みが必要だと思います。現在のそういった状況がなぜ続いているのでしょうか。その状態は借り手側としてのメリットが出ていない状況で、借りていただいている農地を返されるリスクもぬぐえません。借り手側から見れば契約はしていても、耕作できない理由、事情があり、荒地の状態になっているものと推測されます。借り手、取り組み企業、貸し手、農家との調整について、どう対応していくか、相互のメリットが出る関係構築を目指していくべきではないかと思いますが、どうお考えでしょうか。

借り手側との情報交換、現状把握等、組織運営の課題もあると思われます。三者間の調整機能により、今後長期にわたり取り組みを継続させていくこと、いわゆるウィンウィンの関係が必要と考えます。山間地の農業をどう維持し、守っていくか、今後農地をどう維持管理していくべきか、早急に対策をとる必要があると考えます。村として委託している現状耕作地が荒地になってしまっている土地の現状と対策について伺います。そして地主と各事業者、行政との関係の構築について、お考えを伺います。

この後の一般質問につきましては、質問席で行わせていただきます。

○議長（待井安登議員） 産業課長。

○産業課長（山田隆宣） 一之瀬議員の質問にお答えいたします。農地の関係でございますので、農業委員会、農地中間管理機構の関係ということで、事務局の産業課のほうで答弁をさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。

まず、最初の村内で貸借契約が行われている農地の一部が荒れ地になっているという箇所の関係について、行政として把握できているかということにつきまして答弁をさせていただきます。

農地につきましては、毎年度農業委員会におきまして農地利用状況調査を目視において実施をしているのが現況でございます。その中で、状況を把握しているというところでございます。状況を把握した中で、周囲の農地へ雑草の種が飛散をしているですとか、交通の障害になっている、あるいは著しく管理が悪い等で先ほど議員おっしゃいましたように、一部交通の障害が出ているといった、そういった状況で苦情が寄せられたという場合ですね、常会ですとか、個人から、そういった状況につきましては、農業委員会から管理をお願いする文書を通知しているというところでございます。

それからもう1つ、貸し手、借りている企業様、それから行政とも、それから連絡体制の構築ということについての質問につきましてお答えをしたいと思います。そちらの状況につきましては、貸し手、それから借り手企業との連携状況でございますが、貸借の方法につきましては主に村内の農地につきまして、活用されている方法につきましては2つございます。1つが相対という形で、それぞれ貸し手と借り手の企業様が話をさせていただく場合。それからもう1つが、先ほど議員おっしゃいました農地中間管理機構を通じてという形の貸借契約という形の2つの方法をとっております。

相対の場合につきましては、それぞれ貸し手の方、借り手の方、それぞれがお互いに連絡先等わかっておりますので、ちょっとこの土地については荒れているよということで、管理をお願いしたいという形で、通知を出していただくということが可能でございます。農地中間管理機構につきましては、貸借の場合ということで、現在につきましては貸し手の方に村から借り手企業の連絡先を通知しているという形でございます。ですので農地中間管理機構を通じた場合でも借り手の方には連絡をとっていただけるという状況でございます。

さらに相対、それからそれぞれの方、連絡をとっていただいた中で、問題が生じた場合につきましては、基本的には当時者間での話し合いをしていただくというのが原則でございます。ただしどうしても解決に時間がかかってしまうですとか、解決が困難だなといった場合につきましては、農業委員会が仲介に入るという共同で進めているところでございます。

以上になります。

○議長（待井安登議員） 1 番、一之瀬議員。

○1 番（一之瀬茂幸議員） ご回答ありがとうございました。遊休荒廃地の管理につきましては、たくさんの課題があると思います。また大変大きな課題だとも思います。村としてぜひしっかり取り組んでいていただきたいと思います。

続きまして、次の質問です。奨学金の返還支援について、村長にお伺いいたします。

公明党青年委員会は、本年 3 月から 5 月にかけて青年政策アンケート、ボイスアクションを行いました。ボイスアクションとは、全国の青年を対象に、インターネット特設サイトや街頭で 5 つの青年政策の中から実現してもらいたい政策を選んでいただき、そのアンケート結果、皆さんからいただいた声を取りまとめ、政府に対して青年政策提言を行うという取り組みでございます。この取り組みは 2016 年、2019 年にも行いました。幼児教育・保育の無償化、不妊治療の保険適用、W i - F i 環境の整備、携帯電話の料金引き下げなど、多くの若者の声を実現してまいりました。今回は奨学金返済肩がわり全国展開、結婚・妊娠・出産・子育て丸ごとサポート、ネットによる誹謗中傷を根絶させる等、実現してもらいたい政策を投票いただきました。長野県でも長野駅周辺初め県内 16 カ所で街頭アンケートを行い、2,000 弱の声をいただいております。

今回の一般質問では、ボイスアクションの項目になっています奨学金の返還支援について伺います。

奨学金の現状を説明いたします。日本学生支援機構の変換が必要な貸与奨学金の利用者は、全国で 129 万人、学生の 2.7 人に 1 人が利用しております。大学生 1 人当たりの平均貸与額は無利子型が 241 万円、有利子型が 343 万円です。年間の奨学金の返済額は全国で約 8,429 億円、1 人当たり 1 年で 20 万円返済していることになります。また全体の 7 % の人は返還が滞り、延滞債権額は約 5,400 億円になっております。若者の皆さんと懇談すると、奨学金の負担が重いとの声をよく聞きます。基本的に親の経済状況に左右されることなく教育を受ける権利は守らなくてはならないとの思いから、小中学校の教科書の無料化に始まり、幼児教育・保育の無償化、私立高校の授業料の実質無償化、給付型奨学金を訴え、3 つの無償化を確立してまいりました。しかし給付型奨学金については進んでおらず、対象者はまだ 100 万人で、大学を卒業し社会人になったが、奨学金の返済が重くのしかかり、不安を抱えている若者が少なくない状況です。

次に、制度の現状について説明いたします。大きく分けると公的な国と地方自治体の連携

タイプ、民間企業型タイプの2つがあります。国と地方自治体の連携型は、内閣府まち・ひと・しごと創生本部で進めている奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進でございます。これについては昨年3月、公明党として国会に取り上げ、対象者の拡大、対象要件の簡素化、緩和等制度の改善を要望させていただいております。そしてその要望が実現し、昨年6月から基礎自治体において必要とされていた市町村や地元産業界で実施していた基金の設置が不要となり、特別交付税措置の対象経費の範囲を10分の5から10分の10に拡充、広報経費を追加、対象者も大学生等に高校生等を追加、これらの国の支援要件の緩和や対策の拡充により、奨学金返還支援を行っている自治体は平成31年355市町村から、令和3年3月では423市町村まで拡大してきております。

伊那市の例を申し上げますと、平成元年から支援をスタートし、年度中に返還した学生の3分の2以上、上限金額12万円、最大5年間で60万円の補助を行っております。毎年30人規模になっていると聞いております。

都道府県の実施状況ですが、32府県で7割近くまでなっております。昨今のコロナ禍で経済が不安定な中で、貸与型奨学金を受ける中間所得層の負担と不安の軽減のため、奨学金支援の充実が必要と考えます。

最後に、奨学金の返還支援により得られる効果ですが、給料が低い若いうちから可処分所得が増加し、村内での経済活動等に付与し、車等の購入にもつながり、税収の増も期待できます。また人口減少対策、地方創生経済対策、少子化対策、過疎化対策、若者のUターンに大きく貢献に期待できると考えております。筑北村としての見解をお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） それではお答えさせていただきます。

地方自治体による奨学金の返還支援は、若者定住策として主に大学在学中に借り入れた奨学金の返還にかかる費用の一部について、地元に住居し、地元就職するなど一定の条件のもとで補助をするもので、調べましたところ議員おっしゃいますように県内では伊那市と箕輪町が実施しております。

大学卒業後に地元での就職をためらう理由の1つに、地元の企業に就職した場合、中小企業が多いため、奨学金の返済に不安があるといった声があることは承知しておりますが、都市部と地方においてそこまでの給与格差はないと考えております。確かに若者定住の1つの施策ともいえますが、今後の村の財政状況から奨学金の返済という個人の債務に税金を充てることについて、住民の理解が得られるとは考えません。したがって奨学金の返還支援

を導入する考えは現在のところありません。

以上です。

○議長（待井安登議員） 一之瀬議員、発言の前に議席番号と姓を復唱してください。お願いします。

一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） 回答ありがとうございました。ぜひ筑北村の支援制度として、若者が村内に定住するきっかけになればよいと思いますので、引き続いてご検討していただくと、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、次の質問をいたします。緊急時連絡網のスマホ運用について、村長にお伺ひいたします。

現在、緊急時の村民への連絡網については、防災無線の運用によりあづみ野エフエムに委託し、一般の情報、緊急時の情報が流されております。緊急時の情報につきましては、現在、30分前に依頼をすれば緊急情報として村内に流れる仕組みに改善しました。緊急時の放送は現在、防災無線で大雨に関する情報、地震の緊急放送、Jアラート情報等が流れており、村内で発生した火事、クマの出没等の情報は外の放送だけであり、地区、地域によっては内容がよく聞き取れない状況があります。緊急対応として屋外放送と同時に、テレビによる文字放送を使いカバーする方法もよいのではないかと考えます。

現在のシステムの見直し、改善も必要であります。村発信の緊急情報の一元化としてスマートフォンを使い、緊急な情報を配信できる仕組みの導入について、検討していただきたい。

デジタル庁のデジタル化の促進、松本安心ネットの運用、近隣市町村との共同開発の検討も含め、できるだけスピードを持った改善が必要と考えます。全国においてもスマートフォンを使った情報伝達の取り組みが加速化していると聞いております。現在、安曇野市においてもスマホを使った情報伝達を検討しているとのこと。

また総務省の調査では、60歳以上の50%近くの方2,000万人がスマートフォンを利用できないと見込んでおります。太田村長の公約の中で、高齢者が安心して暮らせる筑北村を目指すとありましたが、外出が困難を抱える高齢者の食料品の調達、今後のオンライン診療等進めていく中で、筑北村のような山間地域では命を守る取り組みといっても過言ではないかと思われます。現在、携帯電話のほとんどのメーカー、機種がスマートフォンにシフトしていると聞いております。太田村長の公約の中にもありました緊急時の連絡網も含め、高齢者

向けのスマホ教室を村として検討していただきたいと思います。村民の安全確保と安心して暮らせる村づくりのため、新たな広域情報としてスマートフォンを使った情報伝達の仕組みについて伺いいたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（山田充彦） それでは私のほうから防災面につきまして、回答させていただきますので、お願いいたします。議員のご質問でありますスマートフォンを使った情報伝達の仕組みづくりについてお答えいたします。

現在、村では災害時の警戒レベル3、高齢者など避難開始や、警戒レベル4、避難指示等の避難情報等につきましては、防災行政無線屋外スピーカーにより全区に、また全戸に配布している防災ラジオ、緊急速報メール等で伝達しております。

屋外スピーカーにつきましては、議員からもお話があったとおり、設置場所から遠い場所や風向きによって聞こえないというご意見はいただいているところであります。また防災ラジオにつきましては、放送法により地域住民の生命、身体及び財産の保護に関することに限って緊急割り込み放送ができるものと、総務省及び放送責任者でありますあづみ野エフエム放送株式会社から助言をいただき、現在、運用を行っているところでございます。

村としましても、確実に情報を伝達するために、防災情報手段の多様化の必要性は感じているところでございます。また防災行政無線の設備の経年劣化もあることから、設備の更新の研究を開始しているところで、更新に合わせてスマートフォン、携帯電話向けのメールやSNSを活用した発信、高齢者宅への電話の一斉配信、聴覚障害者のためのファクシミリ発信など、情報の伝達の多様化を検討していきます。

防災だけでなく、新型コロナウイルスなど感染症に関する情報、熱中症アラートや不審者情報など、各課横断的に活用できる仕組みについても研究を重ねていきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（待井安登議員） 1番、一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） 丁寧な回答をしていただきましてありがとうございました。

以上で、一之瀬の一般質問を終了いたします。

最後に、村議会議員として新たな1年ではありますが、安全・安心して暮らせる筑北村を目指して努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 最後の一之瀬議員のスマートフォンを使った情報伝達ということについて、私の考えを述べさせていただきます。

公約でも申しましたとおり、やはりスマートフォンを高齢者の皆さん使いこなしていただくということが大変重要と考えておりますので、これは新年度においてスマートフォン、それからパソコンのいわゆる高齢者向けのそういった教室を開いていきたいと考えております。

また、一之瀬議員から提案がありました松本市の安心・安全ネット、実はこの答弁でも質問に対しても我々のほうで参考にさせていただきまして、松本市においては配信される情報として気象情報、それから火災情報、市、国からの緊急情報、防犯情報、消費生活情報、停電情報などが配信されるということで、これがパソコンや携帯電話にEメールで情報発信されるという仕組みでございますので、当村としても調査・研究してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（待井安登議員） 1 番、一之瀬議員。

○1 番（一之瀬茂幸議員） ご丁寧な説明ありがとうございました。

これで質問を終了させていただきます。

○議長（待井安登議員） 以上で1 番議員の一般質問は終了しました。

◇ 窪 寺 務 議 員

○議長（待井安登議員） 順番 2、1、公共施設の有効活用と統廃合について、2、工場団地の進捗状況と企業支援、誘致の検討事業の進捗状況について。2 番、窪寺務議員。

2 番、窪寺議員。

○2 番（窪寺 務議員） 2 番、窪寺です。

これより、2 番、窪寺ですが、一般質問を始めさせていただきます。

私は住民の皆さんが安心して暮らすために、住民が求めることに使える財源の確保が必要と考えてきました。現在の財政状況は、合併当初に比べ大規模事業がある中、基金残高や起債残高、公債費比率等、かなり改善された数値となっています。しかし歳入予算の5割弱を占める普通交付税算定基礎となる2020 国調人口は4,149 人と、2015 国調人口に比べ581 人減となり、その影響は本年度より出てきています。今後も財政状況に大きく影響を及ぼすこととなります。

村長の所信表明の6番目に、公共施設の有効活用と統廃合について述べています。終わりの部分に、維持管理経費の浮いた分を違う住民サービスに充てる、これも住民福祉につながりますという考え方、私も同様な考えを持っており、この計画を着実に進めていただきたいと思います。

そこで筑北村公共施設等総合管理計画の見直しが行われていることを踏まえて、以下の3点について伺います。

1つ目ですが、今後計画をどのようにして進めていくのか、お考えをお伺いします。

以降の一般質問については、質問席で行わせていただきます。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） それでは2番、窪寺議員の質問にお答えいたします。

平成27年度に策定しました筑北村公共施設等総合管理計画では、同様施設の重複による過剰や老朽化に対する対策を課題とし、人口減少等も勘案する中、総床面積の30%を削減するとしておりました。長らく具体的な方針を示すことができませんでしたが、令和元年に個々の施設ごと、老朽化の状況や利用状況を調査しまして、筑北村個別施設計画として方針を定めたところでございます。これを反映した総合管理計画の見直しを行うこととしております。

所信でも申し上げましたとおり、施設を維持し続けることも住民福祉ではございますが、維持するには相応の維持管理経費がかかります。除却や解体により浮いた維持管理経費を違う住民サービスに充てるという考え方も、住民福祉につながると申し上げました。

いずれにせよ施設の老朽化は進む一方であり、修繕費等にかかる経費もそれに合わせて増加が見込まれますので、公共施設の絶対数を減らさなければ財政は厳しくなる一方と思っています。個別施設計画の方針をベースに、今後も議会の皆様や住民の皆様と意見を交わしながら、進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（待井安登議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） 今、村長お答えいただいたとおり、数を減らすということは将来的に経常経費をかなり削減できることにつながっていくと考えます。また今後公共施設の量的なものもありますので、これについては順次進めていっていただきたいと思います。

次に、その中でもうたわれております効果が少なく廃止されている施設もでございます。今後も廃止できるものから順次進めていくのか、お伺いをいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 2番目のご質問でございます。具体的な施設につきましては、新年度から明らかにさせていただきたいと思っております。現在、検討中の中で申し上げさせていただきますと、施設ごと条件や、それから施設の状態が異なりますので、個々に対応する必要があると考えております。

また、民間譲渡を含め、地域の活性化につながり、再利用できないか、こちらも意見を交わしながら検討し、それでも利用の見通しが立たないものは除却するという考え方で進めてまいりたいと思います。

先ほどご指摘がありました既に使用されていないもの、あるいは使用が著しく少ないもので老朽化したもの、あるいは公衆トイレのように他の用途に転換できなく、住民の皆様への影響も比較的少ないものにつきましては、なるべく早く除却してまいりたいと考えております。解体にも費用を要しますので、計画的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） ただいまお答えいただいたように、住民生活に影響の少ない施設については、順次進めていってほしいと思っております。また今、回答の中にもありました、ほかに代替できる施設等も同様の考え方で進めていってほしいと感じております。

次に、3番目になりますが、統廃合には住民への説明が不可欠です。説明会等、今後の予定について伺いをいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 統廃合に当たって、周辺住民、あるいは利用されている皆様方、団体、こちらに説明は十分必要だと考えておりますので、また、その施設をどのように使うのか、それからその施設の除却によるメリット、デメリット等、多くの住民の皆様にご提示して、ご理解いただけるよう必要に応じて説明会等実施してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（待井安登議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） この種の住民説明については、ただいま村長申し上げたとおり、住民側のメリットを示すことが重要だと考えます。ぜひとも積極的な対応をお願いしたいと思います。

公共施設の有効活用と統廃合についての一般質問はこれで終了とさせていただきます、

続きまして工場団地の進捗状況と企業支援、誘致の検討事業についてお伺いします。

村長の所信表明の4番目に、スマートインターチェンジによる産業振興と雇用とあります。先日、現場視察を終えまして、現地の状況は確認できましたが、この工場団地の進捗状況と今後の進め方をお伺いします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 工場団地の進捗状況でございますが、現在、産業課におきまして当初より計画がありました1区画の用地の整地工事が終了しました。売却地の面積を確定するための分筆測量を行っております。面積が確定すれば契約担当課におきまして進出予定企業へ普通財産の売却を行う予定となっております。売却額については、現在、積算中でございます。

また、団地内のインフラ整備につきましては、建設課において行っており、道路は本年度と4年度の2カ年での施工としています。本年度は発注済みでございますが、繰越になる予定でございます。水道の布設は道路の築造とあわせて行うことになります。

また、国道403号側の1区画につきましても、既に進出が決まっている区画とあわせて、売却方法などを現在、検討しているところでございます。

また、残土置き場であった箇所周辺、南側の農地につきましても、どこまで団地化していくのか、村はどこまで投資するべきか、早急に検討を進めたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） ただいま回答を受けた内容、規模については2区画2万平方メートル、現在、整備済みが約9,000平方メートルということで、現場視察の際にも平面図で資料を説明されていたとおりになっております。水道施設についても、水道供給で給水量を予定して、工事を進めているということがわかりました。今、もう下段というのですか、低い部分のものについての説明を受けました。今後の計画として南側の農地をどうするか、検討するというようなことであります。

先日、現場を見た際に、現在、工事箇所とその南側の団地の真ん中に小山みたいなものがございます。いずれにしても全体計画を立てて、同時に施工していただく、そういう形がいいかと思います。これについては村長の所信表明の中にもありましたインターチェンジ付近の詳細計画を策定することが優先課題ということになっております。この工場団地事業につ

いては、全体の事業計画があり、造成、道路、水道等が一体となって進める、それが望ましいと思います。進出企業の有無で事業展開、これから変わってくるというような内容です。いずれにしましても効率のよい事業であってほしいと感じております。

続きまして、企業支援、誘致の検討事業の進捗状況と今後の進め方をお伺いします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 企業支援の関係ですが、現在、財政担当課も含め検討をしているところでございます。総務課で9月定例議会へ筑北村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例を提出し、可決していただいたところでございます。これにより固定資産税を3カ年度免除されることになります。

現在、進めているのは商工業振興条例の改正で、1つは事業所用地取得事業として、村内へ事業所を新設、移設、または増設するための用地取得で、現在、考えているのは用地代に対しまして上限値つきで助成するものでございます。村内での雇用者の確保を条件として検討をしております。

また、雇用創出支援事業としまして、村内へ事業所を新設、移設、または増設し、村内から雇用が発生したことに伴い、1人当たり一定額を事業主へ交付するものです。具体的な助成率や支援額は検討しているところでございます。3月の定例議会には条例改正の議案を提出させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

先ほど議員からお話がありました、企業誘致につきましては全庁横断的、また専門知識のありますコンサルなどの導入も今後検討していく必要があろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） いずれにしましてもこの企業支援、誘致の検討事業については、企業誘致は積極的に進めるための支援策や対応を検討することになっておりまして、先ほども説明がありました優遇税制等で課税免除等する中で、企業を誘致するという内容であります。いずれにしましても一般財源、かなり投資する内容になります。それこそ全庁挙げて取り組んでいただきたいと思います。

以上で2番、窪寺の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（待井安登議員） 以上で2番議員の一般質問は終了しました。

◇ 小 山 正 博 議 員

○議長（待井安登議員） 順番 3、1、「筑北地域は、一つ」への具体的取り組み、2、新型コロナウイルス対策、3、若者定住、子育て支援充実、4、高齢者等の安心・安全、5、草湯温泉冠着荘の指定管理者選定経過。3番、小山正博議員。

小山議員。

○3番（小山正博議員） 3番、小山です。12月定例議会の一般質問をさせていただきます。

先ほど議長が紹介していただきましたけれども、私は太田新村長の所信をお聞きした中で、表明をお聞きした中で、特に6個の公約を挙げておられます。その中で、3点まで具体的な方針をお聞きしたいと思い、質問させていただきます。

太田村長は、「筑北に新しい風」をスローガンに前関川芳男村長の後継者として、今回村長に当選されました。1番目に「筑北地域、一つ」ということで、スローガンとして、政策として挙げておられます。筑北地域というのはご存じのように麻績村さんと筑北村ということですが、今までの経過において決して私はいい関係ではなかったというふうに思っております。村長がかわられることによって、また新しい筑北地域のあり方が模索されるということに非常に私は期待しております。

そこで村長に具体的にどのようなことをされて、どのような取り組みをされるのか、お聞きします。

以下については質問席にて質問させていただきます。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 3番、小山議員の麻績村との今後の連携関連事業について、どのように考えるかとのご質問でございます。

私は麻績村とは連携できる事業がたくさんあると申し上げてまいりました。村長就任してようやく1カ月ですが、高野村長とは幾度も話し合い、原油高騰による生活困窮、生活支援策として麻績村と連携して燃料費購入商品券の発行を実現することができました。まさに「筑北は一つ」の具体的な取り組みだと感じております。

あすから麻績村は村長選挙となり、深く申し上げることはできませんが、新村長と定期的な意見交換の場を持ち、その中で連携できる事業を協議することになると思われます。スタート時期につきましては、12月定例議会後、令和4年度の当初予算編成、年間行事スケジュー

ールの策定、人事異動、第3回のワクチン接種、3月定例議会など、両村とも多忙が予想されますので、本格化するのとは来年度からと考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） 具体的な説明ありがとうございます。今、お話があった燃料費等の補助ということで、麻績村さんと連帯してできたことは非常に喜ばしいことだと思います。今まででも村長さん同士はお互いにコミュニケーションを図ってきたということなんですけれども、私、ここに質問として書いてありますけれども、今後の連帯、関連事業、課題を協議・検討する組織ということを書いて、質問しております。当然村長同士の個人的な信頼関係、これは非常に大切なんですけれども、さらに進めて同じ問題、学校の問題、それから下水道の問題、これらだって決してトップダウンではなくて、お互いに協力できることを担当課で検討することができること、すべきことがあるように私は感じております。これは今まではそういう話があまり聞こえてこなかったものですから、太田新村長においては組織のトップとして各課へのそういう指示ができる立場だと私は思いますので、そこら辺のことを具体的に、何か具体的な案があるかどうか、お聞きします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 個々の連携したい事業というのは、私の構想の中にはございますが、まだこの時点で申し述べるわけにはいきません。ただ、今回の原油高騰による生活困窮の生活支援策につきましては、高野村長とはトップダウンという形で、とにかく急がなければならぬということの中で、財源もある程度めどが立った状況で判断させていただきましたが、実際にこれを具体化したのは筑北村の場合は総務課、それから麻績村さんの場合は村づくり推進課という中で、事業の詳細を詰めてまいりましたし、実施するに当たっては事業者、村内、麻績村さんの事業者、筑北村の事業者、それから商工会様とも十分調整をとった中、進めてまいりましたので、そういった一体感を持って進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

○議長（待井安登議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） 説明ありがとうございます。

○議長（待井安登議員） 小山議員、議席番号をお願いします。

○3番（小山正博議員） ただいまの説明ありがとうございます。今の段階で具体的な案はあるけれども、発表する段階ではないということをお聞きして、私は安心しました。ぜひそ

の点について具体的な方向性を示していただきたいと思います。

2 番目の質問なんですけれども、村長公約の 1 番目なんですけれど、新型コロナウイルス対策ということでございますが、まず 1 番目に継続的な生活支援策ということをやっておられますが、具体的には何をどうするのか、お尋ねします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） それでは継続的な生活支援策、それから村内の消費喚起策ということでお答えさせていただきます。

まず現在、実施しております生活応援商品券事業でございます。国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受けまして、令和 3 年度において村民 1 人当たり 2 万円の商品券を送付いたしまして、11 月 26 日時点での利用率は 85%と聞いておりまして、おおむね良好に使われていると感じております。

このことから、村民への生活支援、村内消費の喚起策として私は公平性が担保でき、かつ有効な事業であると考えております。所信でも申し上げましたとおり、国の補正予算として 6.8 兆円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が閣議決定されたということで、これにより当村へは 1 億円程度の交付が見込まれると予想しておりますので、今回の生活応援商品券事業と同様に、新型コロナによる家計や村内企業への影響を考慮した場合、また最近の物価高、燃料高の高騰といった生活苦を踏まえる中で、今年度のような事業を経済対策として充ててまいりたいと考えております。

なお令和 4 年度以降につきましては、コロナウイルスの感染状況、それから経済の回復状況、村の財政状況、生活支援事業の成果など勘案しまして、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 3 番、小山議員。

○3 番（小山正博議員） 就任早々で具体案がまだ出ないのは、これは仕方ないかと思います。1 億円国から交付されるということで、これをいかに使うかということは村長の手腕にかかっていると思いますので、ぜひ住民に寄り添った支援のほうをお願いしたいと思います。

それでは 3 番目の質問をさせていただきます。若者定住、子育て支援の充実ということも村長うたっておられます。

では、1 番目の保育園、小学校の給食費の無料化の実現ということもおっしゃっております。これ私もちょっと調べてみたんですけど、予算的には年間 1,400 万円ほどの経費が

かかるということでございます。それとちなみに県内 77 市町村の中でも、これ特定の放送局の調べた内容なんですけれども、一番高い給食ということで年間 6 万 600 円という数字が出てきております。これもテレビ局というか放送局なので、私、一応教育委員会のほうも確認しましたが、1 日の給食費においてはそれほど変わりはないんですけども、授業日数の関係でトータルでは 6 万 6,000 円ということになったということなんですけど、どちらにしても決して負担が少ないとは言えないと思います。この給食費の無料化について、具体的にどのように進められるのか、お尋ねします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） それでは給食費の無償化について答弁させていただきます。

公約でも述べさせていただきましたが、給食費無償化については任期中での実現を目指します。無償化による財政負担は年間で約 1,400 万円近く見込まれております。無償化を実施した場合、この事業は毎年継続していくことが求められます。そのため財源の見通しを精査しなければなりません。実施時期につきましては、私の判断とさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（待井安登議員） 3 番、小山議員。

○3 番（小山正博議員） 答弁ありがとうございます。いきなり 6 万 600 円ですか、私はやらなくても段階的にやっていただければと思いますが、なかなかこれ予算が必要なことで、決して筑北村、そんなに楽な予算といいますか、ではないことは私も承知しております。私の個人的な考えでいえば、ちょっと考え方は古いかもしれませんが、子供の食費は親が見ても別におかしくないというようなことで、ただ、政策として給食費の無料化によって村の知名度、親御さんの負担が軽くなる等に関しては、これは村長の考え方であって、ただ、1,400 万円いきなりどこから持ってくることはできませんけれども、ただ、任期中という言葉はちょっと任期 4 年間あるわけなんだけれど、もう少しという話には考え方が出るかと思います。そこら辺十分ご検討されて、実現させていただくということをお願い申し上げます。

では、3 番の 2 番目の質問、若者向け住宅建設について挙げておられましたけれども、そこで別にこれを否定するつもりはございませんけれども、既存の施設も多くあるわけなんですけれども、ここら辺との整合性といいますか、どのように考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） それでは2点目の若者向け住宅建設というご質問でございます。

現在、若者向け住宅が不足している状況でございます。若者向け住宅として夢パレット坂北、これは空き部屋が4戸、それから空いております教員住宅、それから空き家バンクも含めまして数棟という状況でございます。今後宅地造成事業として売れ残っている13区画の分譲も模索しつつ、住宅供給については企業誘致を推進する上にも悪影響を及ぼすことになるため、私としても最優先課題として取り組んでまいります。

そういう中で、若者向け住宅の建設を念頭に置く中で、高野麻績村長からも麻績村の場合、何戸か住宅を建設されておられますが、入居時の競争率が2倍近くあるというお話、それから入居者の決定については、お子さんの数、区や常会への参加、あるいは消防団の加入などをポイント化して、優先して入居選考しているということもありましたが、いずれにしましても近隣の状況を参考にさせていただきながら、宅地、若者向け住宅建設に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） 考え方はわかりましたが、宅地造成地がなかなか売れないという問題が1つあります。麻績村さんの場合は、駅前といいますか、農協の前に団地がつくられて、非常にそれが入居率がいいというお話も伺っておりますけれども、そこら辺の考え方は村長のお考えだと思いますけれども、そこら辺があったものですから、そういうことがあったものですから、既存の施設の有効利用、それから公共施設の統廃合ということも含めて、今後大きな課題だというふうに私は考えております。この点については、これ以上深くはお聞きいたしません、これも時期的なもので、任期中なんてことではなく来年度は無理だとしても早急に案を固めて、実施していただければと思います。

では、続きまして3番目ですが、移住の促進の整備ということもおっしゃっております。これについてももう少し具体的なことをお尋ねします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） それでは移住促進の整備というご質問でございます。移住にはUターン、それからIターンの移住がございますので、まず現在の補助金制度と、それから申請の実績についてご説明させていただきます。

まず1つ目ですが、村内の空き家を取得、または借り上げて移住してきた方、これに対しましては居住や起業のために必要な住宅改修事業に対し、事業費2分の1、50万円を上限

に補助する空き家改修事業補助金がございます。この実績を申し上げますと、令和2年度が10件470万9,000円、本年度11月末時点で7件331万7,000円でございます。

2つ目は、村出身で村にUターンした方、あるいは孫ターンした方に対し、1人当たり3万円、及びその同伴者に1人1万円を補助するUターン促進補助金がございます。この実績は令和2年度3件9万円、令和3年度は3件11万円でございます。

3つ目、これは本年度からの事業でございますが、Uターンした方が行う住宅改修事業に対し、事業費用の2分の1、30万円を上限とする住宅改修補助金がございます。1件30万円となっております。

課題でございますが、昨年度来コロナ禍を要因とした地方移住の動きが活発な状況にありまして、空き家バンクを通じた売買契約の成立件数は好調に推移しております。本年度も4月以降既に10件が成立し、地方移住の動きをチャンスとしてとらえ、移住を考えている方々のニーズを把握しながら、筑北村を移住先として選択していただけるよう、相談体制を強化することが必要であると考えております。

また、こうした制度についてもさらなる周知に努めなければなりません。これは私の考えでございますが、首都圏や中京圏などで開催される移住相談会に担当者が出向いても効果が薄いと感じている部分がございますので、むしろPRについては近隣市村など、長野県内にもっと軸足を置いた促進活動を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） 説明はわかりました。ただ、私の知る限りといいますか、情報では逆に空き家バンクに登録する空き家自体が非常に少ないといいますか、ただ、私の近隣といいますか、住んでいるところを見ましても空き家は多いんですけれども、空き家バンクにそれがすべて空き家バンクに登録されるというものではないようなので、空き家はいっぱいあるけれども、バンクへの登録が少ないという問題があるように思いますが、この点について村長のお考えは。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） まさに小山議員のご指摘のとおり、空き家は数多くございます。そういう中で空き家バンクへの登録が少なく、結果として優良な空き家が現在、優良な物件ほど契約になるという形で不足している状況でございます。このいわゆる供給量をどうやってふやすかということについては、また企画財政課とも調整していかなければならない問題なんで

すが、中には週末、あるいはお盆等で帰省したときに、家の掃除をしたり、周りの田畑の草を刈るとか、そういう形で手放されない方がかなりございます。1軒1軒いろいろな事情があるかと思うので、またその辺につきましては例えば今の固定資産税の督促の通知を差し上げるときに、そういった空き家バンクへの登録はどうですかとかということで、啓発というのですか、ご協力を願ってまいりたいということも考えておりますので、よろしくお願いをします。

○議長（待井安登議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） 確かにそういうお話も聞きますので、ぜひ行政としてそこら辺を推進するような形で、いろんなアイデアを全庁的に考えていただければと思います。

続きまして、4番目の質問をさせていただきます。高齢者等の安心・安全ということでございますが、健康で豊かに過ごすためのサービスの充実ということもうたっておられます。具体的な進め方についてお聞きします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） それでは小山議員のご質問にお答えします。所信でも申し上げましたとおり、私は「健康で豊かに」をスローガンに、各種の施策を考えております。所信で申し上げました構想段階ではございますが、3つの案を紹介させていただきます。

1つは、筑北村は「スポーツを通じた村づくり」を推進しております。老人クラブや教育委員会とも相談し、より参加しやすい高齢者向けスポーツを広めていければと考えております。

2つ目は、温泉施設の有効活用と無料入浴券の利用促進のため、例えば温泉施設から送迎バスを出し、常会等の集会施設に集まった皆さんをおふろと食事をいただけるようなサービスを考えております。

3つ目は、高齢者向けのスマホ、パソコン教室です。これにより高齢者のひとり暮らしなどへの不安解消や非常時における安否確認に役立てることができればと考えております。

今後、新年度における予算編成の中で、詳細を詰めてまいります。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） 説明ありがとうございます。1番目のスポーツを通じて高齢者の安心・安全ということではございましたけれど、スポーツというと野球とかサッカーとか、非常にアクティブなスポーツをイメージしがちなんですが、特に高齢者ということになればゲ

ートボール、それからマレットゴルフ等が非常に盛んだという私は認識を持っております。ただ、ここでお願いといえますか、したいのは高齢者ということで、高齢者でも卓球をやられる方もテニスをやられる方も多くはおられますけれど、なかなか 70 過ぎるとそういう運動はかなり無理があるような気がします。

そこでお願いしたいのは、マレットゴルフ場、それからゲートボール場、ここがなかなか、一応村内にはそれぞれございますが、整備がされていない、不十分であるというようなお話も聞いております。そこら辺、もう一度、いわゆる若者向けのスポーツではなくて、高齢者向けのスポーツということについて、再度施設の整備、利用状況等確認していただいて、太田新村長の方針を織り込んだものにしていただければと思って、あえてこの発言をいたしました。

それと 2 番目の質問をさせていただきます。孤立への相談体制ということでございますが、具体的なことをお聞かせください。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 2 点目の孤立への相談体制について申し上げます。

高齢化が進み、特にひとり暮らしの皆様におかれましては、ご家族以外に地域でのサポート体制がより重要となってまいります。加えて新型コロナウイルスの影響により地域のコミュニティ、つながりが薄くなり、さらに孤立感を深める要因になっているとも考えられます。そうした方々に対する相談体制の現状ですが、1 つとして民生児童委員による訪問、これは村全体で 1 カ月に約 230 件程度ございます。②支援相談員による訪問、こちらについては同じく 125 件から 145 件という形で推移しております。3 点目の地域包括支援センターにおいて、高齢者、障害者、生活困窮者などへの総合相談事業、これは年間として約 70 件ほど。それから 4 点目でございますが、平成 21 年度から実施しております「一人暮らし高齢者安心生活サポート事業」、こちらについては利用者が現在 47 名ということでございます。最後、5 番目ですが、社協が行っている配食サービス事業、こちらは利用者が 54 名という状況でございます。

私が孤立に対する不安解消として進めたいと考えているのは、4 番、5 番の一人暮らしの高齢者安心生活サポート事業、それから配食サービス事業、こういったものを進めてまいりたいと思っております。一人暮らしの高齢者安心生活サポート事業というのは、何かあった場合の緊急通報と相談サービスといった役割を持っておりますし、また配食サービスについては、定期的な訪問による安否確認や声かけにつながります。こうしたサービスの利用者を

ふやすことで、相談体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） 説明ありがとうございました。これについてはいろいろ民生児童委員さんとか、民生委員さん、ご苦労されていることは私も承知しております。私の体験といえますか、身近でもひとり暮らしの方がおられまして、当初はいいんですけれども、なかなかコミュニケーションがとれなくて、これは私の個人的な考えなんですけれども、認知症が非常にそういう方においては進まれるといえますか、もっとそういうフォローがあったら、認知症等の症状が軽減できたかというようなこともございますので、ぜひ特にそういうひとり暮らし等の人に対しての支援を重点的にお願いしたいと思います。

では、3番目の質問をさせていただきます。非常時、災害時ということだと思いますけれども、安全確保について、村長うたっておられますが、具体的にはどのような取り組みをされるか、お聞かせください。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 3番目のご質問でございます。災害時は警戒レベル3、こちらは高齢者など避難開始となります。危険な場所の高齢者等には早めに避難するよう広報を行っております。ことし8月のお盆の豪雨の際において、避難所における密の解消から、避難所ではなく親戚や友人宅等へ避難されるケースがございました。そうした非常時における安否確認の集団として、どちらに避難されたかを把握する仕組み、こういった点も検討してまいります。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） 避難等ということでございますけれども、これも非常に情報伝達が難しい面もありますので、村長、この情報伝達、屋外放送を含めたスマートフォン等の活用ということも考えておられますので、そこら辺を含めて、ぜひこれからよく考えを練っていただいて、具体的な政策に反映させていただければと思います。

それでは最後の質問をさせていただきます。草湯温泉冠着荘の指定管理者選定計画ということでございますが、この質問は私、6月の定例会、9月の定例会においても質問させていただきました。経過は皆さんご存じかと思いますが、あえてこことでもう一度申し上げたいと思います。

平成 29 年6月から指定管理者の共立メンテナンスさんが撤退されまして、村の直営とな

って現在に至っております。その間、学校法人タイケン学園さんの譲渡、売り渡しのお話もありましたけれども、紆余曲折の中で結局それもたち切れとなりまして、村の直営となっております。また、ここへ来てことしの春先ですか、新たに学校法人光和学園さんより譲渡の申し込みがありましたが、もろもろの条件の中で指定管理者として光和学園さんが手を挙げ、選定されております。この選定経過と運営方針について、お聞きします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） それでは、まず選定経過でございますが、草湯温泉冠着荘と健康増進施設の健康館の指定管理者の公募を10月15日から11月17日まで行い、興味を示していただいた企業様は4社ほどございました。申請は2社でございました。1社につきましては、法人として申請の書類がプレゼンテーション、また選定委員会の当日まで提出されなかったことによりまして、失格とさせていただいております。このことにより1社を対象に11月24日、プレゼンテーション、そして終了後、総務課におきまして筑北村公の施設指定管理者選定委員会を開催し、学校法人光和学園を指定管理者の候補に決定させていただきました。

選定委員会の委員でございますが、委員長として総務課長、委員としてすべての課の課長職、委員会が特に必要と認める者として村長とさせていただいております。

候補者の行う営業形態でございますが、村が募集要綱に定めました日帰り入浴、昼のレストラン、合宿の受け入れは継続としております。宴会や一般客の宿泊の受け入れは、積極的に検討するということでございますが、村からの指定管理料は年間税抜きで1,200万円としております。直営では2,700万円から3,000万円の赤字補填をしてきておりますので、まず経費を抑え、経営の安定を図ることを重要としております。

そうした中ではございますが、医療福祉専門学校を経営していることもあり、卒業生で国家取得をしている柔道整復師や鍼灸師による施術やストレッチの実施、運動教室やヨガ体操など、高齢の方から子育て世代までをターゲットにした健康づくり、また当法人が連携するグループの協力によりまして、レストランでの和食、洋食、中華料理など提供する定期的なイベントの開催を計画しております。

こういった計画を総合的に検討し、地域への貢献度が高いと判断し、指定管理者の候補とさせていただきますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） 説明ありがとうございます。前回の譲渡の、前回といいますか、タイケン学園さんからの譲渡のときも同じような中身の説明といいますか、ありましたが、

残念ながら譲渡には至っておりませんでした。

一番住民の方は興味があるかと、宿泊の件なんですけれども、今後もスポーツ合宿に特化した施設として運営していくのかということについて、もう一度説明をお願いします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 今後もスポーツ合宿に特化していくのかのご質問でございますが、村には野球場や防災公園のサッカー場、バドミントン体育館、多目的に使用できます運動公園等があり、「スポーツの村」を掲げ、整備や維持管理を行ってまいりました。これは村に人が来てもらうための有効手段と考えております。

今後は指定管理者の人脈やネットワークを活用していただき、また筑北スポーツクラブとも連携を図りながら、さらに合宿やスポーツ大会の誘致を進めていただきたいというふうに考えております。

また、学習などのための合宿や一般客の受け入れも見据えております。このことがほかの温泉施設、また村内事業者の収益につながる仕組みづくりについて、指定管理者からご提案もいただきながら、指定管理者と連携し進めてまいりたいというふうに考えております。も
以上です。

○議長（待井安登議員） 3 番、小山議員。

○3 番（小山正博議員） 非常にすばらしいこととは思いますが、村の負担も先ほどの説明ですと 2,700 万円から 3,000 万円、これを半分以下である税込みで 1,320 万円ですか、経営ができれば非常に私はありがたいことだと思いますが、ただ、ちょっと不安が残るのは過去にこのような形で経営されてきた指定管理の方も、そういう形で当初は受けていただいたんですけれど、最終的には3年ばかりで撤退された企業もあります。そこら辺について十分精査されたとは思いますが、やっぱり一番住民の方はそこら辺のことを非常に疑問視して、不安がありますので、その点に対しての担保といいますか、契約といいますか、どのように過去の事例は事例として、それを踏まえて今回の指定管理者さんの選定に当たったかと思
いますけれど、もう一度そこら辺のことを、そこについて、その点についてお聞きします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 今回の指定管理につきましては、議員おっしゃるとおり税込みで 1,320 万円、年間でございます。当時 29 年の 6 月ですか、契約では 5 年間でありましたが、4 年と 2 月で合意解約という形になっております。

この経営につきましては、光和学園、法人様からの収支計画書が出ておりますが、やはり

1,320 万円という指定管理料は過去の私たちが経営してきた中でも大変厳しいものはございますので、どういった担保がとれるかというところは今、明確には言うことはできません。ただ、これでやっていただくために申請を上げてもらって、私たちも採択させていただいておりますので、それは当然頑張っていたきたいということですね。

前回の場合は、合意解約という形です。だからお互いに瑕疵がないということでございますが、そういった瑕疵、またリスク分担につきましては、今後指定管理者と協定の中でしっかり詰めていって、村に損が生じないような協定にはしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 3 番、小山議員。

○3 番（小山正博議員） 担保についてここで議論しても始まりませんので、この辺にしておきますが、私自身も住民の皆さんも考える、思いは同じで、ぜひ冠着荘を生かしてといえますか、継続させていただきたいということと、それから先ほど言った4年間で契約破棄といえますか、解約となったことを踏まえて、村としてこのようなことが二度とないようにしていただくということをお願いするとともに、最終的にはお金の問題で、赤字になれば業者さんは手を引くというのが当然なことなものですから、そこら辺、月々の営業報告等があるかと思えますけれども、悪くなる前に事前にそういうこと等をよく相談というか、フォローするなり相談していただいて、経営を継続することをお願いしたいと思えます。

冠着荘の位置づけというのは、坂井地域にとって非常に重要な施設だと私は思っております。周辺にはいちご園、まんだらの庄、それからバドミントンの体育館、それからグラウンド等もあります。ここら辺の、そこを中心とした先ほどもお話がありましたけれども、スポーツ施設として十分活用されれば、合宿の方も見えられるということですが、その周辺施設との連帯、それからイベント等、協調して進めることが坂井地域の活性化、発展に有効であると私は考えますが、村としてこの点についてどういうふうにお考えか、お尋ねします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） それでは周辺施設との連携でございます。坂井地域の活性化に大変周辺施設との連携というのは必要不可欠だというふうに考えております。今回いただきました当法人の提案の中にも、連携しているグループを活用し、村を經由した観光づくりがございます。善光寺の御開帳や御柱の周遊を考えているようでございますが、具体的な計画はこれからだと思います。当然冠着荘、また村周辺施設を活用してのルートづくりと考えております。また地元の農産物などの活用も目指しているようでございます。

村としましては、冠着荘が指定管理になることで民間のノウハウが発揮され、施設が活性化されると考えております。また周辺施設、直売所、まんだらの庄やそば処さかい、先ほど議員もおっしゃいましたいちご園などと連携を図っていくことで、一層の相乗効果になると考えております。過去には周辺施設一帯で「湯ノ華ブロック協議会があり、イベントなどを開催しておりましたが、今後協議会を設立するかしないかは別としてでございますが、イベントだけではなくどのように連携していけば、さらにお互いの収益につながるかといったことを検討する場が必要になってくるというふうには考えております。まずは観光課としまして、周辺施設の皆様の考え方、冠着荘の指定管理者が指定された場合は指定管理者の意向を確認していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） ぜひそのような形でお願いしたいと思います。その中の中心として観光課が当面の要となってやっていただければというふうに私は思います。

続きまして、最後の質問なんですけれども、ちょっと今回の議会で指定管理者云々ということで議決がありますけれども、私の記憶では以前冠着荘云々のときに住民説明が先にあったように記憶しておりますけれども、今回どのような形で前後したか、そのことについてその経過をお聞きます。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 今回の冠着荘の指定管理者に伴う説明会でございますが、前回は譲渡ということで、同じ営業形態をとっていただけたわけだったんですけれども、資産的に動くということで住民説明会をさせていただいた経過だと思っております。今回につきまして、資産的には村が持っているということです。そうした中でも今までと同じ業務形態プラスアルファ、自主事業で頑張っていただけたということでございますので、また1月中旬前には坂井地域の皆様と意見交換会を行いまして、出たご意見等につきましては今後指定管理者との協定締結に向けての参考にさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） 考え方はわかりました。最後に村長にお聞きしたいんですけれども、村長は公共施設の統廃合ということも当然うたっておられますし、これが指定管理であって統廃合とは直接、将来的にはつながるかと思っておりますけれども、太田村長はこの冠着荘の件に

ついて、どのようなお考えか、お聞きします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 冠着荘を含めた温泉施設につきましては、私はさらに有効活用を図ってまいりたいと考えておりまして、先ほどもありましたように送迎サービスを含めた中で、無料入浴券の促進を図るということも考えております。

今回冠着荘につきましては、指定管理者を導入するわけでございますが、いわゆる書類が不備のため1社失格となりまして、1社となりました。その1社についてプレゼンテーションを私も参加させていただきまして、そういう中で評価したわけでございますので、もし今回議決していただければ、もう4月から指定管理は始まりますので、村としても支援していかねばならないと考えています。特に今回合宿を中心に進めていきたいということで、いろいろ企画されておられるようでございますけれども、村としても交流人口をふやしていかなければならない、そういうことも考えておりますので、また指定管理業者とも連携しながら、坂井地域の振興に寄与していただけるよう、私のほうからも働きかけをしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） 村長のお考えを聞いて安心しました。ぜひそのような形で地域の活性化につながるような形になればよろしいかと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（待井安登議員） 以上で3番議員の一般質問は終了しました。

途中でございますが、ただいまから暫時休憩といたします。再開は10時45分とします。それでは休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（待井安登議員） それでは会議を再開いたします。

私の方から1つ訂正をお願いしたいと思います。先ほど3番議員の小山議員ですが、要旨を私、読み上げる際に、「筑北地域は、一つ」という中で、私、坂北地域というように読み間違えをしてしまいました。筑北地域は、一つへの具体的取り組みということでございますので、おわびをして、訂正をさせていただきたいと思います。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

◇ 玉 井 玲 子 議 員

○議長（待井安登議員） 順番4、1、公民館施設について、2、JR駅駐車場について。4番、玉井玲子議員。

玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） 4番、玉井です。

各地の公民館（坂北総合福祉センターを含む）について、施設や設備の老朽化が見られます。利用者の方々からも、いろいろ老朽化が心配ですとか、そのような声が聞かれます。それについて次の4点について、お伺いしたいと思います。

1、3施設の特に調理室について、設置または改装年度はいつか、お伺いします。

あとの質問は質問席にて質問させていただきます。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） 公民館施設は教育委員会所管でありますので、私のほうからお答えいたします。

まず、それぞれの施設の調理室の設置年度についてですが、施設の建築年になりますが、筑北村公民館は昭和58年、坂北総合福祉センターは昭和48年、本城公民館は昭和49年です。

なお本城公民館には、調理室は設置しておりません。また、これまで調理室の大規模な改修は行われていません。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） 特に私など女性陣が調理室を使ってお料理教室ですとか、いろいろな集まりで使うことがありますので、3施設、どの施設も私も利用していることがござい

ます。やはり特に感じられますのが、ガスコンロの老朽化といいますか、やはり今、本城の公民館にはないと言いましたけれども、本城はこちらの建物のほうに調理室がありまして、そちらのほうを使わせていただいたりするんですけれども、どちらのところもやはりガスコンロが使うことがどうしても多くなるかと思えますけれども、そちらの老朽化などがとても心配される、そのところが気になりましたので、質問させていただきました。ありがとうございました。

続きまして、2、特に筑北村公民館設備の老朽化が心配されます。そのような声もやはり聞きます。今の現状をどのようにとらえているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） 令和2年3月に策定しました筑北村個別施設計画では、筑北村公民館の評価結果は継続保全とし、日常の点検・保守を行い、必要に応じて修繕を行うこととされており、電気設備や消防施設につきましては、専門業者による定期的な点検を行っており、施設全般につきましては職員による定期的な点検を行っております。必要に応じた修繕をこれからも実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） 答弁ありがとうございました。この3施設を使っていく中で、特に筑北村公民館のガスコンロのところは、一番古いのではないかと思います。坂北の調理室のところもガスコンロだけは入れ替えているのではないかと思います。それに比べまして筑北村公民館のガスコンロは下のオープンとも一体化されている部分もあるので、大規模になってしまうかと思えますけれども、ガスコンロとしてはとても古いものであると感じられます。調理でいろいろと使用する中で火力がとても弱く、今のガスコンロというのはだいぶ火力が強くなってきております。そういうところを考えますと、とても弱くてお湯を沸かすにも、もちろんお湯が沸かないということはありませんが、だいぶ時間がかかったりすることが懸念されております。そのところ、もう少ししっかりとらえていただきたいなと思って、現状を確認していただきたいと思います。

次に進みます。3番の調理器具や掃除用具など、破損や不足が見られます。管理、点検がいつ、どのように行っているのかをお伺いいたします。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） ただいま議員からご指摘がありましたガスコンロについては、私、ち

よっと認識しておりませんので、また帰って現状のほうを把握したいと思います。

調理器具や清掃用具などは、利用者の方からの連絡や職員による定期的な点検を行っておりまして、予算の範囲内で修理、購入を行っているところです。

以上です。

○議長（待井安登議員） 玉井議員、マイクを少し近づけていただければ。

4 番、玉井議員。

○4 番（玉井玲子議員） 施設によって余っているものや足りないものが見受けられます。また調理に使うのはちゅうちょしてしまうような古いものも多いように感じます。やはり施設が幾つもありますので、村の中で余っているものなどは共有していったり、移動を考えたりということで、すべてを新しく購入しなくても余っているところとか、必要数というところを確保していただければ、どの施設も使いやすい施設になるのではないかと考えられます。

また、避難場所となる公民館になってくると思いますので、いざ必要なときに、これでは困るということではいけないと思いますので、これからも管理、点検の徹底をよろしく願いたいと思います。

次に進みます。4 番、公民館施設の W i - F i の環境はどのようなになっているのか、お伺いします。また今後の導入の予定や、ポケット W i - F i の貸し出しなど、対策などを立てているのか、お伺いいたします。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） 現在、3 施設ともに W i - F i 環境は整備されておられません。新型コロナウイルス感染症による施設の利用制限があったことなども関係しまして、現在、公民館の利用率はかなり低く、また利用者も固定されております。まずは公民館の利用活性化を図る中で、利用者からの要望や I C T を活用した公民館事業の企画などから、W i - F i 環境の導入について、検討していきたいと思います。

なおポケット W i - F i の貸し出しにつきましては、ちょっと経費的な面からも現在のところは導入は無理であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4 番、玉井議員。

○4 番（玉井玲子議員） 答弁ありがとうございます。W i - F i の環境というのは、本当にこれからの施設では、もう必須ではないかと思われます。村長が先日の所信表明の中でも述べられておりました高齢者向けのスマホ、パソコン教室、そのようなものを開くときでも、

やはりW i - F i 環境がないとそのような教室を開くのは難しいのかなと思います。そう
いうときには絶対に必要な設備ではないかと考えられます。

松本市などでも先日公民館にポケットW i - F i などの試験導入が始まっているというこ
とが、新聞で報道されていました。そのようなことも考えまして、ポケットW i - F i はい
ろんな会社によっても違いますが、個人でも皆様持っていらっしゃる方もいると思いますが、
1つの契約で1月 3,000 円くらいから契約ができるというふうに新聞にも報道されておしま
した。そのような形ですといろいろな場所に移動できて、必要なときにその場所で使えると
いうことで、あまりにも大きな経費がかかるものではないものですから、検討をしていつて
もいいのではないかなと考えます。村長はこのことについてどのように考えられますでしょ
うか。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 玉井議員のご提案はまことに、非常に、先ほどのガスコンロのお話もそ
うですが、参考にさせていただきます。ポケットW i - F i につきましては、私も個人的に
所有したりしてはおりますが、村として購入するということは、ちょっとまた考えなきゃい
けないとは思いますが、スマホ、パソコン教室につきましては必須でございますし、必要に
応じてW i - F i 環境を整えた施設というのをつくっていかねばならないと思っていま
す。またW i - F i 環境を整備することによって、密が発生するというのもございますの
で、そういった感染症対策もあわせて講じながら、対応してまいりたいと思いますので、よ
ろしく願いいたします。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） パソコン、スマホ教室につきまして、来年度教育委員会でも検討して
いるんですが、場所としましてはW i - F i 環境が整っておりますとくらの研修室、また図
書館を考えているところであります。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4 番、玉井議員。

○4 番（玉井玲子議員） 答弁ありがとうございました。やはり高齢者の方々にスマホ、パソ
コンというものは本当に必須になってくるかと思います。それに伴いW i - F i 環境も村の
中で整備していつてもらいたいと思いますし、皆さんでそのようにいろいろなところでやは
りW i - F i とかスマホというところは出てきておりますので、ぜひ早急に前向きに検討し
ていつていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

では、次に進みます。2番、J Rの駐車場について。

現在、各駅に村営の駐車場がありますが、一時利用者の駐車場が遠すぎて、高齢者には利用が難しいという声を聞きます。そこで次の3つについてお伺いしたいと思います。

1つ、高齢者用の一時利用駐車場を改札に近い場所に整備ができないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（山田充彦） ただいまの高齢者用の駐車区画につきましては、区画を各駅に整備できないかというご質問でございますが、現在、駅舎に近いところが既に契約をされておりますので、契約者の方にご移動をご了解いただく必要があるため、すぐに整備することは難しいと考えております。したがって必要であれば暫定的に身体障害者用のスペースを活用できるように、検討をしてみたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） 次の質問ともちょっと重なってくる部分があるんですけども、身障者用の区画は西条駅と坂北駅には設置されておりました。しかし新たに有料化した聖高原駅と冠着駅には、その身障者用の区画が整備されていないということを伺いました。そのところも問題なのかなというふうに思いますが、そちらのほう、お願いいたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（山田充彦） ご指摘いただきましたように、身体障害者用の区画につきましては、村としても冠着駅、聖高原駅に必要だというふうに考えております。区画場所につきましては、あいたスペース等を活用できないか、改めて現地を再確認し、高齢者用区画とあわせて検討を進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） その点を私も考えまして、どの駅のところもちっと見てまいりました。冠着駅などは今の自転車を置いてある駐輪場と、今の有料の駐車場の間に、だいぶスペースが大きくあいているように思います。前の有料化する前はそこにも線が引いてありまして、駐車スペースになっていたように記憶しております。そのところももう一度現地など見ていただいて、考えていただければ、そこに設置することは可能なのではないかと考えられます。その点などやはりこちらのところで、どうしても高齢者の安心・安全と

先ほど村長も述べられていた、通院など日常生活の中で住民の足となる公共施設の改善につながっていくのではないかと思います。この点について、村長はどのように考えられているか、お聞かせください。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 玉井議員のご提案を真摯に受けとめて、対応してまいりますので、よろしくお願いをします。

○議長（待井安登議員） 4 番、玉井議員。

○4 番（玉井玲子議員） ありがとうございます。ぜひ高齢者の方ですとか、いろいろそのような声はたくさん回っている中で聞きました。なのでできるだけ早期に実現をしていただきたいなと思います。検討をよろしく願いいたします。

最後になりますが、3 番、冠着駅の除雪が不十分で、雪が固まり、歩行にも支障があるとお伺いいたします。駅の除雪作業の基準はどのようなになっているのか、お伺いしたいです。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（山田充彦） それでは冠着駅の駐車場の除雪につきまして、説明をさせていただきます。

駅駐車場の除雪につきましては、建設課を通じて坂井地域、上永井区内の村道を除雪する業者に委託をしております。除雪の基準は坂井支所付近の積雪がおおむね 10 センチで、除雪作業に出動いたします。しかし坂井地域内でも積雪に差があるため、地域内を巡回していただき、積雪の状況に応じて対処していただいているところでございます。

なお除雪作業は、生活道路を優先して行うため、駐車場の除雪は道路の除雪が終了した後となることにご理解をいただきたいと思います。

また、除雪の際、駐車している車がある場合はどうしてもその場所に雪が残ることになり、雪の固まる原因につながっていると考えております。

以前は 2 日以上駐車される場合は駐車場所の指定を行いまして、除雪作業がスムーズに行えるよう対応してまいりましたが、現在は代替の駐車場スペースを確保することができないため、対応には苦慮しております。今後、対応を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4 番、玉井議員。

○4 番（玉井玲子議員） 答弁ありがとうございます。これからは雪の季節で本番になってくるかと思います。ことしは大雪も心配されております。高齢者の雪道の運転は不安な方が

多いと思います。電車を利用する方もふえるのではないかと考えられます。今の時点ですと、一時利用駐車場から雪の中、高齢者が歩いて駅まで行くのもだいぶ大変なのではないかと考えられます。早急な対応をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（待井安登議員） 以上で4番議員の一般質問は終了しました。

◇ 藤 原 孝 一 議 員

○議長（待井安登議員） 順番5、1、公共施設の継続・保全・更新検討・用途廃止について、2、危機管理体制への専門家の配置について、3、筑北村観光協会（仮称）の設立準備状況について。5番、藤原孝一議員。

藤原議員。

○5番（藤原孝一議員） 5番、藤原です。

最初に、公共施設の継続・保全・更新検討・用途廃止等について、お伺いいたします。

これにつきましては、同僚議員のほうでご質問等しておりますので、簡略でお聞きしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず先ほどもありましたけれども、公共施設については村長の公約の1つ、公共施設の有効活用と統廃合があります。現在、個別施設計画に関しましては、79施設、141棟を対象として策定されていると思います。先ほどもありましたけれども、その結果を総合計画のほうへ盛っていくということでございますけれども、まず、この個別施設計画の中で79施設ありますけれども、その半分以上がスポーツ・レクリエーション系施設、学校教育系施設が占めております。その他の施設を含めても3地域にそれぞれ類する施設が存在しています。また個別施設計画等以外の施設も、このほかにたくさんあるということでございます。

施設管理、それから財政面については先ほどもありましたけれども、大きな問題になっていくかと思います。そんな中で、更新検討、利用検討、特に用途廃止について、村民への説明を十分行っていただきながら、公共施設を点で見るのではなく、地域を俯瞰して面でとらえて英断を下していただきたいと思いますので、村長のお考えをお伺いいたします。

以下につきましては、質問席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） それでは、藤原議員の公共施設の継続・保全・更新検討・用途廃止についてのご質問でございます。

2 番議員のご質問にも答弁しましたとおり、施設の老朽化は進む一方でありまして、このまま保有し続けることは修繕費等かかる経費もあわせて増加することが見込まれますので、公共施設の絶対数を減らしていかなければならないということでございます。

来年度においても、除却対象の施設、具体的にはまだ申し上げられませんが、ございます。そういう中で先日事業ヒアリングをさせていただく中で、各、まず総務委員会、それから社会文教常任委員会、建設産業常任委員会、それぞれ対象の施設がございますので、まず委員会の中で有効活用、それから用途廃止等含めてご検討いただきたいと思っております、そういう中で結論が、方向性が見えたものについては、住民に説明を行った上で、それなりの対応を図ってまいるという考え方でございます。

いずれにしても残すということは将来的な負担が続くということでございますし、また一方壊すということについても、解体費用など一時的な費用が出るわけでございます。二者択一の選択を先延ばしせずには決断してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（待井安登議員） 5 番、藤原議員。

○5 番（藤原孝一議員） ありがとうございます。なかなか施設を動かしていくということは大変だとは思いますが、1 つ最後にお伺いしたいんですけれども、今回の個別施設計画の中で評価はかなり細かく評価していただいているかと思います。そんなことがありますので、いろんな角度からなされているので、一概には言えないと思いますけれども、1 次評価と最終評価の結果を見せていただきますと、1 つ言いますと継続・保全が1 次評価では 19.9%だったんですけれども、最終評価で 51.8%になっています。逆に用途廃止も 29.8%が 18.4%になっています。このことを考えますと、個別施設計画、計画期間が 10 年、または必要に応じて 5 年程度での中間見直しをしてということでありまして、それら施設が減るというのはなかなか難しいのではないかと思います、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） まず 1 次評価でございますけれども、施設の老朽化ですとか利用率ですとか、建物の建っている場所の災害リスクですとか、客観的に見て 1 次評価をしてございます。それを参考にしまして、公共施設マネジメント会議におきまして、上位計画である公共施設の総合管理計画ですとか、または総合計画に基づく今後の村の政策、そうい

ったところを勘案する中で、2次評価、最終評価としているところでございます。

用途廃止のパーセントが減ったということでございますけれども、今後いろんな用途廃止につきましても譲渡ですとか、除却ですとか、いろんな方法がございます。その中でまた検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5番、藤原議員。

○5番（藤原孝一議員） わかりました。ありがとうございました。どちらにしましても公共施設を継続・保全・更新検討・利用検討、あるいは用途廃止というものはなかなか大変だと思いますので、そうはいつでも先ほど村長からありましたように、やっていかないといけない内容だと思いますので、ご苦労だと思いますが、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、続きまして危機管理体制への専門家配置について、お伺いいたします。

近年につきましては、台風、集中豪雨等の被害がふえて、災害がふえてきています。こんな中で村で担当者等も活動をよくしていただいていると思いますけれども、継続的な防災、それから減災対策を進めていく必要があるのではないかと。そんな中で、専門職として防災・減災のエキスパートを雇用して、体制を整えてはどうかと思いますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（山田充彦） 防災関係ですので、私、総務課長から答弁をさせていただきます。

近年、毎年のように全国各地で台風、またゲリラ豪雨による水害が発生し、また今後起こることが予想されている巨大地震など、ふだんの生活の中から私たちの身の回りには自然災害の脅威がだれにでも降りかかるということを自覚することが大事だというふうに考えております。

議員ご提案の危機管理体制への専門家の雇用についてでございますが、現在は職員体制として他の職務と兼務ではありますが、総務課に職員1名を防災担当として職員配置をしておるところでございます。担当職員は防災に関する実践的な知識、ノウハウ、スキルを習得するため各研修機関の防災災害対応等の専門研修を受講し、防災関連についての知識を習得しているところでございます。災害に備えるため、また災害発生時の被災者支援、その後の復旧・復興と一連の災害対応において、職員に求められる行動は多岐にわたっております。それぞれ対応する専門職を配置することは、災害に備えるために必要な職であるということは理解しております。

しかしながら職員の定員管理面から見ると、筑北村は合併から 16 年が経過し、その間、一般職員の採用の抑制を行ってきたところであり、また同規模の近隣自治体と比べると職員が多い状況にあり、新たな専門職の雇用は一般職員の体制、また定員管理の面や他の業務を含めた専門知識を持つ人材の確保などに課題もあります。

幸いにも大規模な災害には至らなかったわけですが、本年 8 月の大雨、令和元年台風 19 号でも災害対策本部設置、避難所の開設、避難者の受け入れと、すべての職員が経験をしたところです。自治体職員は災害時さまざまな業務に臨機応変に対応し、活動に当たることが必要とされております。防災担当者だけでなく、すべての職員が防災についての研修の受講、また防災計画、職員災害対応マニュアル等を再確認するなど、平常時から業務の 1 つとして取り組む姿勢が災害発生の際には、的確に行動できるよう防災の日常化に取り組むことが、専門職の配置にかわる 1 つの体制づくりと考えているところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5 番、藤原議員。

○5 番（藤原孝一議員） ありがとうございます。今、総務課長のほうからお話をされた内容につきましては、なかなか人を配置するということは大変かなというふうには思います。しかしながらこういう形の専門職等も、配置するということは大事ではないかなと。これは教育のほうでも専門職の人が配置されて、いい成績を得ている部分もございます。必要などころにはやはり必要な人を置くということは大変ではないかなと思っています。

特に専門職、エキスパートについての雇用は、今回決めたから来年いるかということ、なかなか人材がないのではないかと。実践的に活動できる人が必要ですので、やはり考えていただきたいというふうには思います。

調べていただきますと、そういう専門職の人を雇う場合、国の補助金とか、そういうものもあるやに聞いておりますので、いわゆるそういうものに関してはスピード感を持って進めていただければありがたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（山田充彦） 実際に災害のエキスパートということで、現在、松本市等でも自衛隊を退任された方等を雇用して、対応されている状況も承知はしております。また、そういった状況を調査等をさせていただく中で、対応については再度検討をさせていただければと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5 番、藤原議員。

○5 番（藤原孝一議員） ありがとうございます。頭の片隅に置いていただければありがたいかなと思います。そしてスマホでも、さっきありましたけれども、信州防災というアプリがあって、避難所等々、いろいろ出ておりましたので、そういう宣伝もしているとは思いますが、していただければいいかなと思います。

次に、筑北村観光協会（仮称）の設立状況について、お伺いいたします。

現在の進捗状況をお伺いしたいと思います。それと同時に、筑北村の立地条件を生かして移動のための拠点となるようなことも計画に考えているかどうか、お伺いいたします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 観光協会の進捗状況でございます。これまで村の観光のあり方を整理するとともに、設立に向け必要な事項の洗い出し、また観光ビジョンの策定と運営事業の選定を主として、令和4年度末の設立を目指して準備を進めているところでございます。

あと議員のおっしゃられた後のほうでございます広域的な連携ということで、よろしいのでしょうか。当然村としましては、正直観光資源というものが大変乏しいというふうに考えております。例えば村の温泉施設とか、あと農業体験をする中で民泊、簡易宿泊所の許可は取っているご自宅も結構あります。そういったところに民泊をしていただいて、村の中で例えば農業体験をしていただく。また松本城を見にいったり、近隣の松本市とか安曇野の風景を見てもらうとか、あと当然麻績村、生坂村さん、そういったところとの広域連携というものは大変重要であると思いますので、今後の観光協会設立に向けては、それは大前提として計画を立てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5 番、藤原議員。

○5 番（藤原孝一議員） ありがとうございます。進捗状況はよくわかりました。できる限りいいものを早くつくっていただければありがたいと思います。

そんな中で、さっきの移動の拠点ですけれども、昔、とくらに泊まって何日間スキーに行ったというような話も聞いています。今、スキーはどうかあれですけれども、そういう形の拠点という意味で活用ができていけばいいのではないかなと思います。

それでは、次に2の関係ですけれども、行政的な制約や縛りなどなく、さまざまなことを企画立案し、実施できる組織となることが大事であると考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 民間感覚の観光協会という点におきましては、複数の観光協会に視察に伺いました。意見などを収集した結果、行政が主体となって協会を運営する形になってしまったという、各市町村の反省事例が数多く見受けられました。そのため独自会計を持った観光協会を設立することが大変必要であると考えております。

従来の観光の考え方の枠組みを広げ、行政単位で事業を実施するのではなく、地域、広域と連携した体験コンテンツ等の運営を実施していく予定ではあります。

また、あわせて観光協会が主体となり、観光商品の作成、イベントの企画等を行い、村のブランディングにつなげていくとともに、行政と観光協会とが役割分担を明確化し、現在、役場内で実施している各種事業の一部も業務委託をしながら、収益を生み出せるような事業を展開していけるような組織づくりが重要であるというふうに認識しております。

ただ、最初立ち上げの時点で、その方針ということもございますが、やはり最初はしっかり任意団体として村の補助、また委託、そういったものを受けながら、しっかりした協会として踏み出していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 5番、藤原議員。

○5番（藤原孝一議員） ありがとうございます。ともかくせつかくつくる内容でありますので、内容が縛られないような内容でいただければありがたいと思いますし、呼び込むだけではなくて、やはり村民の皆さん、子供たちも含めてそうなんですけれども、外へ行くときとか、いろんなときにそこに相談をして行けるとなればいいかなというふうに考えておりますので、その点も含めて、またお考えをいただきたいなと思います。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（待井安登議員） 以上で5番議員の一般質問は終了しました。

◇ 吉 池 昌 昭 議 員

○議長（待井安登議員） 順番6、1、選挙結果と村政運営について、2、選挙公約について、3、令和4年度予算について、4、旧筑北小学校の民間譲渡について、5、坂井地域の中学生への通学補助制度について、6、救急車が入れない村道の改良計画について、7、善光寺御開帳と街道イベントの実施について。8、石油高騰に対する支援について、9、令和4年

度 ジビエ利用への提供捕獲金県要望について。6 番、吉池昌昭議員。

吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） 6 番、吉池です。

令和 3 年 12 月定例会の一般質問、9 項目について質問をさせていただきます。

1 番目としまして、選挙結果と村政運営についてということで質問をさせていただきます。

さきの選挙の投票者 3,000 人余りのうち、1,300 人はこれまでの村政の継続に反対とした人がいました。このことについてどのようにとらえるか、村長にお聞きをしたいと思います。

以下につきましては、質問席で質問をさせていただきます。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 6 番、吉池議員の選挙結果についての質問でございます。

私の率直な気持ちをお伝えさせていただきます。所信表明の最初に、令和 3 年 11 月 30 日における村の人口は 4,269 人と申し上げました。私は村長に当選した瞬間から、この 4,269 人の皆さんのために働かねばならない、そう自分に誓いました。そのために必要なのは常に公平な目と耳で判断することだと思います。したがって選挙結果のことは忘れ、村政運営に邁進させていただきます。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） 選挙結果は忘れるということでございますけれども、村政の継続を望まない人たちの中の内容については、隣村との関係とか、教育環境のこととか、いろいろあると思います。そういうような課題に対しては選挙結果を忘れてもらっては、私は困りますけれども、そのことについてどのようにお考えか、お聞きをいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） ささまざまな筑北には課題を抱えております。当然ご指摘のように麻績村さんとの関係もございます。私は村民のためにどのような形で進めていくのか、これは村長の意思だけでは進められるものではございませんので、当然村民の皆様もそうですし、議会の皆さんとも話し合いを十分に重ねて進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（待井安登議員） 6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） 具体的な話は出てきませんが、私が先ほど申し上げました隣村の関係とか、教育環境とか、村政の継続を望まない人たちもおりましたので、そのことについてはこれから 4 年間前向きにご検討をいただきたいと思います。

2 番の選挙公約につきましては、先ほど同僚議員から質問がありましたので飛ばしますけれども、次に 3 番の令和 4 年度の予算についてでありますけれども、先日の議会の中でシミュレーションを村長が出してもらいました。令和 4 年度予算規模につきましては 43 億 7,600 万円ぐらいで、基金の取り崩しは 1 億 8,100 万円ぐらいをするというようなことで、いずれにしても歳入に対して歳出が上回る、健全財政といいながらも村の状況は厳しいものがあります。

そういう中で、1 点だけお聞きしますけれども、令和 4 年度で村長が考えている重点事業は何があるか、わかりましたらお聞きをしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 吉池議員のご質問でございます。公約としては 6 点掲げてございます。まず重点事業、どれか 1 つということはございません。すべて重点的に取り組みたいと考えておりますが、まず新型コロナの対策については、やはり経済が疲弊している中でこちらにつきましては国からの臨時交付金もございますので、これを活用して経済支援を進めてまいりたい、これはまず 1 点でございます。

それからやはり私は住民福祉のさらなる充実、それから働く場所の確保のためにスマートインターチェンジ周辺の企業誘致を図るということは公約に掲げてございますが、スマートインターチェンジについては今現在、工事中でございますので、今年度に関してはむしろ住民福祉のほうに力を入れて、施策を取り組みたいと考えておりますが、いずれにしても新年度の予算編成の中でどれだけの財源が確保できるのか、こちらの精査が必要だと考えております。具体的に申し上げることは現時点では差し控えさせていただきますけれども、そういう視点で取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（待井安登議員） 6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） ありがとうございます。令和 4 年度の予算編成も、年が明ければすぐあるわけですが、シミュレーションに沿った健全な予算を組んでいただくようお願いをしたいと思います。

次に、4 番の旧筑北小学校、坂北小学校の民間譲渡について、お聞きをいたします。

12 月 15 日に、村は旧筑北小学校後利用住民説明会開催のお知らせということで、組内回覧をしてありますが、内容についてこれまでの筑北小学校後利用検討経過、進捗説明、意見交換ということで、譲渡という議会に説明したことについては何も触れてない状況です。また場所も本城の多目的というようなことで、これが本当に坂北の歴史ある、みんなの出た学

校を民間に譲渡するということを前提でいるにもかかわらず、こういう説明会で本当にいいのかということを疑問に思っ質問しているわけですが、その点についてお聞きをいたします。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 旧筑北小学校の後利用につきましては、これまで広報等で民間事業者による活用を検討しているということについてお伝えしてきたところでございます。後利用に当たりまして、何が重要かと考えたとき、どのように使われるかということになると考えております。使い方を検討するに当たりまして、地域のシンボルであった学校施設であったことを踏まえ、行政では対応できない方法で地域の活力に資することが民間事業者のアイデアとノウハウでできるのか、できないのか、その可能性について調査を行ったところでございます。

数社から活用の方法の可能性について提案をいただいておりますので、その事業者からの聞き取りですとか、地域で活動をされている団体の皆様からの聞き取り、小中学生のアンケート等を行ったところでございます。

その中で、活用にあたってのコンセプトの案を作成しましたので、説明会ではここを中心にこれまでの経過を含め、これは譲渡に至った経過も含めですが、説明をしていくことを予定してございます。

場所についてでございますけれども、駐車場があるということ、会場が広いということでこの多目的ホールを選定したというところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 村がこれでいいと言うならばいいですが、この説明会のチラシで村民が知らなんだということのないように、後になって「えっ」というようなことにならないように、私はぜひしていただきたいということで、次の質問へ移りますけれども。

次、5番目の坂井地域の中学生への通学補助制度についてお聞きをいたします。

坂井地域の生徒が筑北中学から聖南中学へ行くに当たって、生徒に定期券、回数券などを補助してきたと思います。それを今年度制度を変更しようとしているようですが、その経過と父兄から聞いた話も含めて私の、父兄はもったいないからと言う人もいます。そういう中ですが、私は全部申請がなければということではなく、いつ使うかわからないもので、生徒がいつ使うかわからない、そういう中で父兄が必要になったときこれら

いは自分で出すということのないように、私はＪＲの回数券とか、村営バスの回数券については申請あるなしにかかわらず、私は補助というか、出してあげるのがいいと思いますけれど、その点について教育長にお聞きをいたします。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） それではお答えいたします。現在、坂井地域から聖南中学校に通学する際に利用してもらうため、坂井地域の生徒全員にＪＲ冠着駅から坂北駅までの通学定期券を支給しております。現在はほとんどの生徒が登下校にスクールバスを利用しているため、ＪＲ定期券の利用はスクールバスに乗れなかった生徒や土日の部活等での利用となっております。全くＪＲを利用しない生徒へも定期券を支給している状況がある中で、11月に行われました授業参観終了後の時間に、担当職員が保護者の方に定期券に関してのご意見を伺う機会を持ちました。これを制度変更ととらえられてのご質問だと思いますが、現在、変更は行っておりません。

定期券の現物支給は、学校統合により始まったものであると認識しておりますが、当該定期券の補助に関する要綱等が作成されていない現状のため、現在、補助内容を明確化する要綱の制定を検討しております。要綱の制定に当たりましては、保護者の意向を反映する中で、使いやすく、かつ経費的にむだが出ない、例えば回数券を代替とすることなども配慮しなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 教育長のお話、わかりましたけれども、保護者も聖南中学へ行くについて定期券とか使わないのにもったいないという人もいます。そういうことで要綱を変えていく。ただ、日曜日とか部活、先ほど教育長も言いましたけれど、スクールバスのない、また村営バスも日曜日はないというような中で、私は生徒が行きたいという中で保護者が送ったりしている面もあると思いますけれど、できるだけ村は親切な対応をお願いしたいということで、お願いをしたいと思います。

次に、6番ですけれども、救急車が入れない村道の改良計画ということでございますけれども、昔から集落がこんでいるところ、村道、多額の経費がかかるというようなことで、改良を全然していないところがあると思います。

そういう中で、今の時代、筑北村になってそういうものも長期的に私は解消してやるのがいいのではないかと思います。毎年大きな金をかけるのではなくても、少しずつでも長期的

な計画によって多額の経費をかけないで進めていくことも大事かと思いますが、その点についてお聞きをいたします。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） 議員ご提案の長期計画により解消していくということでございます。

村内におきましても道路幅員の狭い集落道路が多数あることは承知をしております。特に住宅密集地に多く、昔の赤線を車社会になったことから必要最低限の拡幅で乗用車の通行が精いっぱいというところもございまして、緊急車両の通り抜けができない状況は村内に多数ございます。このような箇所は住宅等が隣接しており、拡幅には多額の費用と関係者の理解が必要となります。

現在、計画見直し中の筑北村総合計画の中でも、大型事業が完了しましたら、ご質問の集落内道路も計画的に改良していく計画策定をしております。また時期が来ましたら過疎計画等へも掲載していく予定でございます。

現在、村では区要望のあった箇所から順次計画的に交付金事業にできるよう調整しております。関係地権者、建物等所有者等のご理解がなければ線形決定するまでには時間を要することもご理解をいただき、限りある財源の中で対応してまいります。また区要望の折には、地元での合意形成をしていただく上でご要望いただくようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） 前向きなご答弁ありがとうございました。この一般質問を聞いて、そういうところを長期的に計画を進めていただけるということで、区長もまた区長会があると思いますけれども、そういうようなことも区長にも説明をしていただきたいと思います。

次に、7 番の善光寺の御開帳と街道イベントの実施についてということでございますけれども、7 年に 1 度の善光寺の御開帳、4 月から 6 月まで令和 4 年度あるわけですが、先ほど村の観光協会の設立が令和 4 年度あるというようなことであります。

善光寺街道、塩尻から始まっているわけですが、そういう中で村内、広域問いませんけれども、せつかくある街道でございますので、イベント等を実施してはどうかということで、ご提案を申し上げますが、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） それでは私のほうからご説明させていただきます。

観光協会につきましては、令和 4 年度末の設立を目指して準備を進めているため、ご質問

にありますように観光協会の設立とあわせてのイベントは難しいところでございますが、松本観光コンベンション協会というのがございます。古くから伝わっている習慣や風俗とか、人が多く集まる大会という意味のコンベンションでございますが、ここと共同での御開帳に合わせて5泊6日で善光寺街道歩くイベントを計画しております。

具体的な内容につきましては、現段階では申し上げられませんが、塩尻の洗馬宿から善光寺街道を通りまして、6日間で善光寺まで歩き参拝するというものでございます。うち1泊は村内での宿泊を予定しています。街道を通過するだけではなく、地元の案内人から詳しい話を聞きながら、じっくりその土地を歩き、自然や食文化等にも触れることができる企画でございます。教育委員会とも連携を図りながら、積極的にかかわっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 大変ありがとうございます。広域的、また隣の麻績村等と連携して、ぜひイベントを開催していただきたいと思います。

8番の石油高騰に対する支援については、村長からる説明してもらっていますので、この質問については大変ありがとうございますということで、質問はしません。

次に、9番の令和4年度に向けてジビエ利用への提供捕獲の県要望についてということでお聞きをいたしますけれども、先日「市民タイムス」に筑北村でとれたジビエの利用を茅野の業者が今、しているわけなんですけれども、ジビエとして利用ができるようになったという報道で、県にそのジビエ利用をした場合に上乘せしていただける補助があると思います。筑北村でもぜひ令和4年度その補助金というか、捕獲のお金がもらえるように、ぜひ県に要望してもらって、捕獲頭数の増加を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（待井安登議員） 産業課長。

○産業課長（山田隆宣） ただいまのご質問、ジビエ利用の提供捕獲金の要望について答弁させていただきます。

ジビエ肉の利用促進にかかわる補助金についてでございますが、内容につきましてはジビエの処理加工施設が捕獲個体を受け入れた場合に2,000円をかさ上げするというものでございます。筑北村で捕獲されましたシカ、こちらが補助対象になるかということ予算編成前でございますので、県に確認をしました。こちらにつきまして回答は大丈夫ということでございますので、令和4年度予算編成におきまして予算措置ということで、担当と検討をして

まいるといえますか、予算措置を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 予算、県がなければもらえないということでございますので、ぜひ新村長には農業被害の軽減のために、ぜひ筑北村でも使えるようにお願いをしていただきたいと思います。

これで6番、吉池の一般質問を終わります。

○議長（待井安登議員） 以上で6番議員の一般質問は終了しました。

途中でございますが、ただいまから暫時休憩といたします。再開は午後1時ちょうどとします。それでは休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（待井安登議員） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

◇ 宮 下 敏 彦 議員

○議長（待井安登議員） 順番7、1、令和4年度予算編成について。7番、宮下敏彦議員。
宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） 7番、宮下です。

それでは質問させていただきます。

先週、議会へ企画財政課から令和4年度予算編成方針の説明がありました。太田村政として初めての予算編成となります。そこで村長選挙において、公約で掲げた事業を具体化するため、新年度予算に計上する事業について伺います。

ただし先ほど同僚議員が同様な説明を申し上げましたが、ちょっと私としてはやはりみんな

な期待している太田村政、もう少し特色あるものが出てくるのかなと思って期待して聞いていたんですが、ちょっとわかりづらい点もございましたので、再度この質問をいたします。

以下、質問席において伺いますので、よろしくお願いします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 7番、宮下議員の令和4年度予算編成について、新年度予算へ盛り込む公約は具体的に何があるかというご質問でございます。

新年度予算に向けて各公約の中で考えていることの一部を申し上げたいと思いますので、まだ構想段階のものもございますが、その点、ご承知おきをお願いしたいと思います。

1点目の新型コロナウイルス対策についてです。これは私、経済支援が非常に重要だと考えておりますが、中でも今回生活支援型商品券事業、あるいはこのたび実施を予定しております原油価格高騰対策村民生活支援事業といった形で、村民の皆様一律商品券の配布というようなことを考えておりますが、いずれにしてもこちらの事業については進捗状況や財源等を確認しながら、実施をしてまいりたいと思います。補正予算での対応になるかと思いますが、ご理解をお願いしたいと思います。

また、先日、商工会の皆様があいさつにまいられた際に、現在、村はコロナの収束祈願、それから医療従事者の皆さんへの感謝ということで、花火大会を実施されておまして、村からも100万円の予算で商工会に委託しておりますが、その中で3カ所で実施できないかというお話も申し上げたり、それから先ほどもありましたけれども、来年度は御開帳や、それから御柱といったことで、村内への入り込み客がふえる時期の開催、花火大会の開催ですね、それから各種イベント等で村にお見えになるような段階で、日を違えてそういったタイミングで実施してもらえれば、非常に村のPR、それから野菜や米等の販売にもつながるので、そういった計画もあわせて進めていくということで、有効な臨時交付金の活用を図ってまいりたいと考えております。

2番目の若者定住と子育て支援につきましては、先ほど給食費の無償化については来年度は想定はしておりませんが、現時点で若者向け住宅の建設が急務となっているという中で、建設課長とも相談しているのは、村が主体となって村営住宅を建設するのではなく、民間業者のお力をいただく中で、例えば業者さんへの支援、あるいは入居者さんへの支援をするといった形で住宅供給ができないかということも検討してございます。そういった調査研究、あるいは先進地の視察というものを来年度の費用には計上してまいりたいと、私は考えております。

3 番目の高齢者等の安心・安全につきましては、これも先ほど所信で述べさせていただいたことをはじめ、いろいろな構想がございますが、年間スケジュールも含めまして、当初予算の中で調整してまいりたいと思っております。

4 点目のスマートインターチェンジによる産業振興と雇用に関してでございますが、仮称筑北スマートインターは令和 5 年 3 月の供用開始予定ということでございますので、記念式典の準備も進めていかなければならないという中で、ネクスコさんとも調整しながら、どういう形の記念式典がふさわしいのか、あるいは記念式典に向けてまた筑北スマートインターをPRしていくということもございますので、この辺の費用を計上したいと考えております。

また、インターチェンジ付近の開発計画も詳細に落とし込む必要があるため、ノウハウを持った民間業者への委託も検討してまいりたいと思っております。

5 番目の防災・減災と筑北の豊かな自然、この件につきましては課題となっております屋外スピーカーの更新、並びにインターネットを利用した配信システムの導入、これの検討を進めてまいりたいと思います。

また農業振興については、シカ、イノシシなど鳥獣被害対策は予算の増額など、対応してまいりたいと考えております。

それと豊かな自然という中で、私が県庁や地域振興局のあいさつ回りで感じたことがございます。それは何かと申しますと、各部局の中で環境部のフロアが非常に多いということでございます。長野県は全国に先駆け環境問題に取り組んでおりますので、そういった面で環境問題も当村としても取り組まなければならないと感じておりますし、また今週につきましては木曜日、金曜日と国土交通省、ネクスコなど東京に出張します。その際、務台環境副大臣にもお目にかかることから、新年度村として取り組みできる事業を検討してまいりたいと思っております。

6 点目、公共施設の有効活用と統廃合、こちらにつきまして財政シミュレーションでは新年度予算の中で公共施設の除却費用を 2,000 万円ほど盛り込んでおります。金額の精査は必要でございますが、除却したい資産を提示いたしまして、事業を進めたいと考えております。

構想のものもございますが、来年度予算に織り込みたいものをご紹介します。よろしくお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（待井安登議員） 7 番、宮下議員。

○7 番（宮下敏彦議員） 詳細について説明、本当にありがとうございました。少し先ほどの中ではぼやっとした部分がすっきりしたものもございました。とりあえず 4 年間という任期

でございますが、すぐできるもの、また中長期的にできるもの、当初予算で盛れないもの、また補正予算で盛るものも踏まえて、ぜひまたいろいろ提案をしていただいたり、また私たちもそれなりに勉強しながら、またご提案をできればと思っておりますので、初めての予算編成となりますが、少しでも太田村政が住民に、こういうことをやりたいんだということを示されるような、そんなことも期待しながら、3月に行います定例議会の一般会計等々の予算書を期待しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、SNSのLINEを活用した筑北村の活性化について、提案をしたいと思います。

LINEの利用率は8割を超え、日本国内で社会インフラとして欠かせないコミュニケーションツールとなっています。LINEには大きく分けて2つのサービスがあります。主に村内に向けたLINE公式アカウント、村外に向けたLINE広告です。最初にLINE公式アカウントですが、情報があふれている今、伝えたい情報を性格かつストレートに伝えることは非常に重要となっています。現在、筑北村の情報発信力は弱く、伝えるべき情報が円滑に村民に届いていないのが現状だと私は感じています。

LINE公式アカウントでは、その機能を生かした情報発信が可能です。例えば災害時にホームページ、サーバーがダウンしたり、電話回線が不通になったときでもインターネットさえつながっていれば、いつでも、どこでも利用することができます。自治体としてもこのサービスを導入している事例も多く、県内ですと長野市、松本市はもちろん、近隣の生坂村、朝日村など、多数導入事例があります。運用も業者委託ではなく、職員が容易に行うことができ、より速く確実に配信できるツールとなっています。費用面では地方公共団体プランに申請することで、固定費、配信費もかかりません。問い合わせの事項対応、公共料金のキャッシュレス化、各種行政手続きのオンライン化などの昨今のデジタル社会に非常に適したツールといえると思います。

引き続きLINE広告ですが、現在、筑北村のプロモーション力が弱く、施設誘致、公式サイト訪問者、YouTubeの視聴者等ありますが、せっかくある財産を生かし切れないのが現実だと思います。特にウェブサイトやYouTubeチャンネルなど、開設しただけでは何の効果もありません。閲覧してもらって初めて機能するからです。

そこで重要なのは、いかにそこへ誘導するかにあると思います。ライン広告では、日本全国幅広い年齢層が利用している点を生かし、ターゲットを絞った配信、地域や趣味、年齢層、男女別など、顧客情報をもとにユーザー1人ひとりに合わせたセグメント配信を行うことが

できます。例えばキャンプ場誘致のため、近隣首都圏在住のヤングファミリー層でキャンプに興味がある層へ絞った広告配信が可能です。費用面も競合が多ければ多いほど広告単価が上がるオークション形式を採用しているため、固定の最低執行金額が存在しません。1日1,000円の予算でも広告配信は可能です。まずは入り口として利用サイトの誘導を図るためのライン広告の活用の検討もいたします。

以上、提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） ただいまの宮下議員のご提案につきましては、非常に有効なご提案だと考えております。庁内におきまして、検討してまいります。現在、ICTの専門の地域おこし協力隊も募集してございます。そういった中で、前向きに検討してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（待井安登議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） 先ほど令和4年度の部分について、ホームページ等活用したりしているということもありましたが、村長も選挙中講演会のチラシの中で、フェイスブックとかYouTube、それからオフィシャルサイト等も出されて、私も中に入らせていただいて見たわけなんです。多分急にやられたという部分があって、視聴者数も非常に少なかったと思っており、こういった部分も少し、どうやったらこのサイトを見てもらうかということもあわせて、私は必要なのかなと思っておりますので、先ほど前向きの検討と言われましたので、ぜひ筑北村をどんどんアピールしていくことは、多分だれしも思っていることだと思いますので、村長得意な分野でもありますので、ぜひ期待しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、次の質問に移ります。集中豪雨により水位急上昇に伴う情報提供として、防災カメラの増設と差切カメラの竹伐採について、質問をいたします。

現在、村内の防災カメラ設置数は16カ所あると思います。そのうち河川の映像として映し出されているのが東条川、麻績川で各1カ所あると思います。また近年の豪雨により中小河川の氾濫を踏まえ、適切な避難判断や被害の軽減に役立てるよう、県が管理する河川へ監視カメラを坂井地域安坂川に設置し、利用開始されていると思いますが、QRコード等を読み取らないと見られないため、高齢者の視聴は非常に難しいのではないかと感じています。この防災カメラの必要性に対し、中村前議員が令和3年3月定例会一般質問で前総務課長から、防災カメラは災害発生時、特に大雨に対し河川、道路情報をリアルタイムで把握することを

目的に設置された。場所の変更、廃止、撤去等、維持管理をしていきたいと答弁されています。

その答弁を踏まえ、私は近年避難指示が多い別所川へ防災カメラを設置するとともに、主要な河川に防災カメラの増設、または移設を提案します。

また、差切カメラは依然として竹が邪魔して、河川の状況がわからず、伐採できない理由も踏まえ、前課長との引き継ぎ状況を踏まえ、現在の状況をお聞きします。答弁をお願いします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（山田充彦） まず防災カメラ、増設については今のところ検討しておりません。

また先ほどご質問の中にありました移設等々についても、大変申しわけございません、現在のところ検討はしておりません。

また、河川の水位の監視については、議員からもお話があったとおり、県が監視する河川におきまして、簡易型の河川監視カメラの設置が進められており、ホームページ上でいつでも見る事が可能ということになっております。

安坂川の宮沢橋に設置されておりますカメラにつきましても、県のホームページで公表されておりますし、建設課の情報によりますと本年度事業において東条川の東条大橋、麻績川の新須田橋、麻績川の坂井橋で設置が予定されており、3月に公表予定となっております。

なお河川監視カメラの映像を確認する方法は、本年3月発行の「ホットスポット」に掲載した内容、また11月発行の「ホットスポット」では、信州防災アプリをダウンロードし、設定をいただければ身近な河川の映像をいつでも確認することができますので、活用をいただければと思っております。先ほど高齢者の方々、なかなかQRコード等を使つての確認が難しいというお話がございました。より簡易な方法があれば、またご紹介等してまいればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ご指摘のありました差切カメラの支障木につきましては、見えない状況で大変申しわけないと思っております。早急に伐採できるよう、現在、防災カメラの管理は企画財政課にお願いしておりますので、企画財政課と調整いたしまして、早急に伐採に向けて詰めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（待井安登議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） ちょっと残念でありました。引き継ぎ等がうまくできていなかった

のか、担当者がかわって、そういった部分がなかったのか、前課長が答弁された内容が8カ月たってもまだ未検討だということを今、答弁されましたけれども、ぜひ何でもそうなんです、やはり議会の一般質問に対して検討するということは当然だと思うんですが、その検討をできなかったということはやはり、これは行政として少し残念だと私は感じますので、ぜひまたそこら辺踏まえて、防災カメラの部分についてまたぜひお願いしたいと思います。特に松本テレビが開設されて以来、そういった部分についても必要がかなり増えていると思います。別所川の部分についても、特に県の河川ではなかったのかな、そういうことで別所川についてはちょっと計画にないそうなのですが、今までの経験から別所については自主防災組織もしっかりできて、非常に筑北地域でも危険な地域ということで、たしか職員の方も認識されていると思いますので、ぜひ計画に入れて、また住民の安心・安全な暮らしをぜひ守っていただければと思います。

また、差切峡のあの竹についても、本来一般質問でやるべきではなかったんですが、たまたまそういう話をしたところ、住民の皆さんもよく存じていまして、私も踏まえてボランティアでやろうと思ったんですが、今回の質問の答えによっては実施しようと思ったんですが、課長のほうから、ちょっとあそこの場合、急傾で非常に危険なものですから、多分雪が降れば職員がやるのであれば、非常に危険だと思うので、これ、できれば私の要望ですが、年内にぜひやっていただいて、防災カメラとしての機能が発揮できるよう、またお願いしたいと思います。

続いてですが、村災害対策本部での情報収集を的確に把握し、迅速に対応するための無料通信アプリLINEを活用しての災害対応について、質問をいたします。

私も以前、災害対策本部の副本部長として携わった経験から提案をしたいと思います。

災害状況や、その対応について、役場職員や消防団から無線通信や携帯電話により災害対策本部に情報が寄せられ、本部長、これは村長ですが、本部長に報告があり、本部長から災害に対応するための指示を出していますが、本部長が村の災害状況を目で確認できるのは防災カメラ、河川監視カメラしか多分ないかと思います。

そこでLINEを活用し、指定されたQRコードにアクセスしてもらい、写真動画の送信を受け、さらにリアルな情報を得て指示を出すことが、よりの確な災害対応ができると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（山田充彦） 災害対策本部での情報収集のためのSNS等の活用というご質問で

ございます。

ただいまお話があったとおり、災害時の情報収集につきましては職員、消防団による巡視のほか、県、松本広域消防局、警察など関係機関からの情報提供、そして地域住民から窓口、または電話による通報が主な方法であります。

職員間の中では、建設課及び産業課におきまして、課内のスマートフォン所有者でグループラインを設定し、災害現場の情報の共有化を図り、課の庁舎待機職員から災害対策本部への報告の資料として活用はしているところでございます。

災害時は人命救助を第一に優先で行うため、避難所を開設した場合はその運営に多くの職員が当たり、現場確認に対応する職員に限られております。その結果、村内の状況確認が数日後になることもあることから、議員ご提案の地域住民からのSNSによる情報提供は大変有効ではないかと考えております。

ご紹介があったとおり、県内の自治体でも取り入れているところがあります。災害時以外においても、道路の穴や不法投棄なども写真つきで地域住民の方から通報いただけるシステムでもあることを承知しております。災害時、通常業務における情報提供の受信、対応、そして報告について、また経費や課題など先進自治体の事例を参考に検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） 前向きなご回答ありがとうございました。まずできることから職員同士やっているということでもあります。その中で、これは無料通信アプリですので、多分総務課長は総務課長のQRコード、もしくは総務課のパスワードが今、村に調整してあるのかわかりませんが、そのQRコードさえあれば、消防団ですが、1つの組織づくり、ツール系列をつくればそこへ来ますし、それを場合によってはメール送信して、またそれをパソコンで受けて本部長、村長のほうへもそれを的確に情報提供できるということもできますし、また災害においても河川の増水しているときに撮る写真と、水位が下がったときに撮る写真と、また災害査定等にも影響してくると思いますので、いろいろやはりこのLINE、私もLINE、先ほどからLINEと言っていますが、特にLINEからはいろんなものがありますけれども、やはりこういった皆さんが使っているLINEをいかにして有効活用していくことは、私はすぐできるかなと。系統さえつくればすぐできるかと思いますので、ぜひそういったところでまた災害ということで、総務課長のほう、大変でございますが、またよ

ろしく願いをいたします。

続いて災害、観光、広報等広範囲に活用できるドローンの使用について質問します。

たしか役場にもドローンが1台あったかと思います。購入時は一時的に利用したかと思いますが、ドローン普及後、全国で落下事故等が多発し、その対応としてドローン操縦検定取得や空撮許可など、ドローン使用に対する制限が整備されているかと思います。

反面、ドローンの活用はますます需要が拡大しています。使用に関し課題もあると聞いていますが、筑北村においてもドローンを活用し、災害、観光、広報等、広範囲に活用し、安心・安全元気な村づくりに使用されることを提案いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（山田充彦） ドローンについてのお尋ねですけれども、現在、村では産業課において林地調査や災害の状況把握等に活用するため、松本地域林業振興会よりドローンの支給を受け、災害時等に状況確認のため活用しているところです。しかしながら林業振興という目的に限定されておりますので、現在のところさまざまなことへの利活用が難しい状況にもあります。

災害時におけるドローンによる状況把握、確認は全国で行われており、特に通行どめとなった道路の先端などで人が立ち入れない被災状況の把握に大変有効であると承知をしております。

また、大規模災害時の住宅被害では、本来は1軒1軒行う家屋の被害調査も、無人航空機、いわゆるドローンを活用して判定し、保険や生活再建申請に必要な罹災証明の速やかな発行も期待できるところであります。

また、村では損害保険ジャパン株式会社と災害協定を締結し、損害保険ジャパンが業務で収集した情報を無償で提供を受けられ、また村からの要請により有償であります。ドローンによる情報収集を依頼することも可能であります。

そのほか松本広域消防局や国土交通省の緊急災害対策派遣隊によるドローンによる情報収集も要請できる体制は整えているところであります。

観光や広報に使用できるようなドローンの導入に関しましては、導入費用、維持管理経費、また先ほどもお話がありました訓練等も必要なことから、導入は検討しておらないところであります。

以上です。

○議長（待井安登議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） ドローンについて今の持っている部分については制限があるということですが、やはりドローンを活用して今のスマートインターとか、工場団地の工事中とか、そういったものを空撮したり、スポーツにおいてもサッカー場とか野球場とか、いろいろ施設はあるんですが、ああいうところはやはり事故のない程度の中で空撮をして、どんどん観光協会もできるということでありまして、村民もそういったところを見て、やはりスポーツで大勢の皆さんが交流していただけているんだなということも、やはり違った空からの撮影によってどんどんこれ、輪が広がっていくと思います。ぜひ、できたら私は新年度予算にぜひ計上していただいて、村長の風が吹くような、そんな予算編成の1つとして私はぜひ要望したいと思います。

続いて、次に移ります。「ホットスポットちくほく」の毎月発行について質問します。

現在、広報誌は年6回奇数月に発行し、住民の皆さんへ情報を発していますが、2カ月に1回の発行なので、冬の記事が春に出ることもあり、その時々タイムリーな情報を迅速に住民へ伝えることができません。毎月発行することにより、さらにホットな行政情報が住民に伝わることから、広報を毎月発行することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（山田充彦） 広報の発行につきましては、ただいま議員のご質問のとおり、奇数月の発行ということで行っているところであります。住民の方より具体的に毎月発行という要請はない状況ではありますが関係から、現在のところ毎月発行の検討は行っていないところであります。それを補完する中では、毎月の組内回覧等で補っているところでございます。

毎月発行となりますと、編集する職員、また公民館の編集委員への負担も考えなければなりません。したがって毎月発行に当たっては十分な検討が必要と考えているところです。

以上です。

○議長（待井安登議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） この回答についてはかなり後ろ向きかなと私は感じました。やはりいろいろ行政をやっている、情報が不足しているとか、こういった部分もかなり過去に言われてきています。基本的に今も職員が大変だとか、いろいろお話がありましたが、やはりだれのために仕事をしているのかというところをもうちょっと私は期待しながらまた答弁をお聞きしたんですが、やはり当然村政もかわった中で、慣例も慣例でいいんですが、そういった見方を踏まえて、本当に毎月発行できないのか、先ほども組内回覧ということでありましたが、反面今まで区長会とかいろいろ話を聞く中では、そういったものの配布とかを踏ま

えて、なるべくペーパーの数を減らしてほしいというようなこともたしか出ていたと思います。ですので今のご答弁については、ちょっとそれに反している部分かな、私はちょっと感じました。これについては当然予算が必要になってきますし、松本市は逆に広報をページをふやしたりいろいろしていきたいというようなことも、少し新聞で見ましたが、ちょっと先ほど提案したSNSとの逆に反面なんです、高齢者の多い筑北村としてはやはりこういった紙ベースの広報は私は必要かなと思っていますし、高齢者に聞きますと「ホットスポットちくほく」について、私の中では非常にしっかり見ていただいているというものを聞いておりますので、これについてもぜひご検討していただいて、またホットな情報を住民に迅速に伝える、そういったこともこれから行政は必要かなと思っておりますので、よろしくお願いします。

続いて、成人病予防の観点から、筑北スポーツクラブとの連携についてですが、すみません、これ私の通告後、教育委員会と筑北スポーツクラブの委託内容についてずれがあるということがわかりまして、令和4年度に委託費が予算化されないこともあり得るため、質問を取りやめます。

続いて、コロナ禍で公民館活動が制限される中、その打開策について質問します。

ことしも新型コロナ感染拡大により、公民館、地区分館事業が軒並み中止となっています。しかし感染防止対策を行うことで、しめ縄講習会等実施する団体がある一方、コロナ禍との理由でいまだ活動がされていない文化系クラブや分館があると聞いていますが、教育委員会や公民館として今後この問題にどう対応し、アフターコロナ対策でコミュニティの回復に取り組むのか、基本方針を伺います。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（窪田信幸） それでは、こちらの質問につきましてお答えいたします。

現在、文化系クラブや公民館事業の活動につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、それぞれの団体でご判断いただき、活動しているという状況でございます。施設を利用しているグループからも、施設の予約がふえてきているという状況で、こちらでも感染予防対策をとりながら、活動をしていただいているといった状況でございます。

今、議員からもお話がありましたように、分館ではレベルが下がったということもございまして、一部の分館ではしめ縄教室の講習会を始めたといった情報もいただいているところであります。徐々にではありますけれども、コロナの感染症の状況を見ながら活動をしていただいているということでございます。

本館という形で、生涯学習系のほうでも管理しておりますけれども、これらの感染予防対策をしていただきながら、活動していただけるようサポートをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） 今、次長のほうから説明がありましたが、基本方針というのがまだちょっとぼやけているのかなと思います。具体的にどうしていくのかというところをもうちょっとまた今後ぜひご検討していただいて、やはり新村長の中でもコミュニティの部分についてはやはり筑北村が元気になるためには、コロナ禍の前のようにコミュニティをしっかりして、元気づくりということも提案をされていまして、こういった部分については教育委員会、公民館が本当に模範を示しながら、こういったことを的確に分館等へ指示を出していただくことも、私は自分としては非常にありがたいかなと思っています。

それと先般、12月補正予算で、スポーツ関係の本館でやる事業についての減額予算には計上されていましたが、多分講座等文化系クラブについては減額がされていません。ということは逆にいえば先般もちょっと聞いたんですが、キムチ講習会とか、中止ということはお聞きしていますが、これは冬のイベントですので、講習ですので、職員が本当に聖南中学校のスローガンではありませんが、やる気挑戦自信という部分があれば、私は開催が可能かなということを感じていますので、ぜひここら辺もできるだけ本館の公民館の職員が、そうやって少しずつ見本を見せながら、コミュニティを活性化していくことも1つ大事な部分かなと思いますので、ぜひその取り組みもお願いしたいと思います。

次に、10月に公民館長として山崎館長さんが選任され、張り切って仕事をされていることを聞いています。館長もかわり、新しい風が流れ、公民館事業也大いに期待するところです。そこで新年度、公民館事業の主要施策について伺います。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（窪田信幸） それでは、お答えいたします。

新年度の公民館の事業の主要施策ということでございます。こらちにつきまして社会体育のほうから申し上げますが、社会体育では2年間中止となってしまったスポーツフェスティバル、この内容を充実させて来年度ぜひ実施をしたいということで、現在、スポーツ推進委員の皆さんと今年度から検討を進めてまいっているところでございます。

また社会教育におきましては、村長の公約でもございましたが、スマートフォンの普及に

よりましてスマートフォンの使用に応じた講習会、こちらのほうを実施して、スマートフォンでのリモート参加できるような、そういった教室が実現できるよう体制づくりを進めていきたい、こんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 7 番、宮下議員。

○7 番（宮下敏彦議員） 何か、スマートフォンについては非常にいいことかなと思いますが、主要事業についてフェスティバル、これは継続事業でありますし、これでコロナの収束がなからしてくれば、こういったものについては出て、やれるのかなと思いますが、ちょっと目新しく、こうやっていくというものが少なかったものですから、やはり館長もかわって、多分館長の考え方も広報に載っておりましたが、ぜひまた館長の意向も踏まえて、新しい展開も、やはり新しい風を吹かすということも踏まえて、ぜひまた新年度事業に期待をしているところでありますので、何分よろしくをお願いします。

最後になりますが、第2回筑北演芸会開催について質問します。

一昨年、筑北村を笑いのある元気な村への考えで、信州文化会館ネットワーク事業を活用し、筑北演芸会を開催しました。200 名余の方が来場し満員御礼、笑顔と笑いで演芸会は大盛況で、多くの方が入場されておりましたが、その中から第2回筑北演芸会を開催してほしいとの感想意見寄せられました。新年度事業の目玉として、この開催を提案いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（窪田信幸） 今、ご提案いただきました第2回の筑北演芸会につきましては、今年でございますが、今年度は文化事業団の事業を活用いたしまして、サクソフォンの演奏者によりますアウトリーチフォーラム事業、こちらを実施しているところでございます。小学校を中心に、この15日から17日まで計6回という、交流型とミニコンサート、それから18日の土曜日には、村民の向けのコンサートを開催する予定でございます。

来年度以降につきましては、現在、予算編成の時期でもございます。議員がおっしゃられるような演芸会的なこういった事業、こういったものも実施できるように検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 7 番、宮下議員。

○7 番（宮下敏彦議員） この信州文化会館ネットワーク事業の部分でアウトリーチもされる

かと思います。この事業は、希望が多く、県内 77 市町村の部分でいろいろな中で調整をされ、筑北村が今回採択をされてやっているわけですが、ぜひこういった事業は 100%その事業団であり、そういったものがたしか文化系事業ではなかなか厳しい部分かなと、補助事業的なものは厳しいかなと思っています。そこでワンコインを取ったりして、聞かせてもらう人にも負担をしていただいたりしてやることは、少しでも一般財源を減らす部分については大事なかなと思いますし、そういった事業のやり方も必要だと思います。

先ほどの公民館事業と同様でございますが、やはり文化系クラブについても非常に高齢化等も踏まえて、出展者数も、文化祭の出展者数も減ったりしています。やはりここで起爆剤として、新しい教室とか、そういった事業を展開していかないと、今の次長の説明だとどうもだんだんそういった高齢化の部分の踏まえて、どんどんしりつぽみになってきてしまいますので、ぜひ何かカンフル剤を考えていただいて、ご検討していただいて、公民館が元気になれば筑北村もかなり元気になるとと思いますので、教育長以下ぜひまた新年度事業、まだまだ間に合いますので、お金もつけないでいいソフト的な部分も多分多々あると思いますので、ぜひよろしくをお願いをしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（待井安登議員） 以上で7番議員の一般質問は終了しました。

◇ 山 田 直 幸 議 員

○議長（待井安登議員） 順番8、1、太田村長の今後の村づくりのビジョンについて、2、GIGAスクール事業について、3、筑北村指定避難所の水洗トイレについて。8番、山田直幸議員。

山田議員。

○8番（山田直幸議員） 8番、山田です。

初めての一般質問で少し緊張していますが、私たち子育て世代、住民の皆さんの声を行政にしっかりと届け、また反映させていきたいと思っています。そして楽しく、笑顔があふれる村づくりを目指して活動していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

では、質問に移らせていただきます。今回の選挙の結果、議員も半数以上がかわり、村のかじ取りを任される村政も太田村長のもと、新たに動き出したものと感じています。そこで

民間企業での経験も豊富だった村長に、民間での経験を生かした今後の村づくりについてのビジョンをお伺いします。

将来的な麻績村との合併は、村長が公約の中にもありますが、いつごろを想定しているのか、お伺いします。

以下の質問に関しましては、質問者席にて質問させていただきます。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 8番、山田議員の太田村長の今後の村づくりのビジョンについてという中で、麻績村との将来的な合併の時期について、ご質問がございました。

あすから麻績村では村長選挙が始まるわけでございまして、このことについて今、申し上げることは適切ではないと考えております。そういう中で、いつごろを想定しているかということですが、これは私の任期中なのか、それとも任期を越してなのか、この場でも考えてはございませんので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（待井安登議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） 答弁ありがとうございます。あすから麻績村のほうも村長選が始まるということで答弁は難しいと思いますが、質問に関してですが、時期ではなく、村長が考えるどのような状況になったときに、筑北村は合併を考えなくてはいけないのか、そういった状況判断ですね。よく言われる機運が高まったらですとか、そういった形ではなくて財政的にはこういった形のときに合併のタイミングなのではないかというような、そういった少し具体的なお考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 今の山田議員のご質問について、まず今回高野村長とは原油価格高騰について、生活困窮に対する購入補助金の話をさせていただきましたが、両村長のいわゆる合意でできるものと、それからトップダウンではできない問題というのが当然ございまして、やはり合併問題というのは、これはやはり村民の皆さんの総意の集まり、これは筑北村、麻績村さんそれぞれの中でその機運を醸成していくということが必要になってくるかと思えます。

その中で、まず私が考えてみますのは、今、村の中の公共施設の問題がございまして。合併以来なかなか公共施設が減らずに、それが村の財政を圧迫させているという中で、もう少し私はスリムになる、いわゆるぜい肉を落として健全な体質というのは失礼かもしれませんが、そういった中で財政をまず健全化していかなければならないということが、私は村長として

の1つの役割かと思っておりますし、また、それが実現できるということが、いわゆる村民の皆さんの考えが一致してくることにつながるかと思っておりますので、さまざまないわゆる今、村の課題をできるだけ多くの方にご協力いただきながら進めていければ、村として一体感が生まれ、そして合併に向けた気運が高まってくると考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（待井安登議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） 答弁ありがとうございます。今後、村の財政のほう为抓手がしっかり基盤がしっかりできたときに、また考えていただければ、筑北村が強くなるのが村民の一番の利益だと思いますので、よろしくお願いします。

その中でも、合併というのはいつになるかということとはわかりませんが、2番の質問に移らせていただきます。合併ということを考えたときに、村長が考えます保育園を含めた小・中学校の問題も想定されると思います。筑北地域の保育園、小・中学校はどのような形が望ましいと思われているのか、村長のご意見をお聞かせください。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） ただいまの2番目の山田議員の質問に答弁させていただくわけですが、現在の保育園、小・中学校のあり方につきましては、特に保護者の皆様、それからまた保育園や学校の関係者、あるいは教育委員会の皆様、さらには地域住民の皆様、多くの皆様のご理解とご協力によって現在の保育園や学校の運営がなされていると承知しております。

そういう中で、私は現在の出生数の動向を注視しております。今後も保育園や学校、それぞれの現場で起きている課題を共有し、まずは課題の解決をしていくことが先決かと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） ありがとうございます。今のご意見をお伺いしまして、合併ということがなければ今後もこのような形で、出生数を見ながらということではありますが、先行して学校の統合などは考えず、今後も村単独での学校を維持していくというお考えでよろしいでしょうか。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） まず運営の主体はそれぞれの自治体になろうかと思いますが、学校間でのいわゆる授業、あるいは部活動等については、さらにこれは連携していかないと立ち行か

ないというふうに考えております。この問題につきましては、特に教育委員会や学校関係者の皆さんのご努力にお願いするしかございませんけれども、そういった中でやっぱり生徒第一で考えて進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） ありがとうございます。今、ご意見をお伺いしまして、やはり今すぐに何でもか、どういった状況かというのはすぐ答えにくいと思います。そういった中で、質問3番に移らせていただきます。今後、想定される保育園、小学校、中学校にかかわる大規模だと思われる施設修繕の計画、また費用について、わかっている部分があればお伺いします。お願いします。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） それでは、お答えします。まず施設修繕の計画について、お答えします。保育園は公共施設等総合管理計画の下位計画であります個別施設計画、小・中学校は学校施設長寿命化計画により、施設整備の基本的な方針を定めています。個別施設計画では、更新周期として建築後30年で大規模改修を行うとしておりますので、平成12年建築のひまわり保育園は2030年、平成13年建築の坂井保育園は2031年に大規模改修が必要な時期となります。しかしこれまで建築基準法で規定されています有資格者の法定点検や職員の自主点検により、修繕を継続しており、長寿命化を図っているため、大規模改修の必要な時期は計画より先に延びることができると考えております。

次に、小・中学校ですが、学校施設長寿命化計画では、従来型の改築中心の建てかえ事業から、長寿命化型の改修により施設の長寿命化を図っていくこととしておりまして、施設の目標使用年数はおおむね70年から80年と設定し、長寿命化改修の周期を建築後40年から50年としております。校舎の中で最も古い建築年のものは、聖南中学校管理棟が昭和49年建築で、既に47年経過しておりますが、これまでも改修を行ってきておりますので、屋根の状況はおおむね両校の評価が出ているなど、この先10年の間に大規模な改修は必要ないと考えております。

続いて、改修費用について説明いたします。学校長寿命化計画では令和2年度から6年度までの5年間について、長寿命化の実施計画を立てております。今年度は大規模改造として筑北小学校体育館の屋根、外壁修繕、小・中学校の照明器具更新を行い、事業費は5,069万9,000円となっております。来年度の大規模改造は聖南中学校体育館の屋根修繕と、給食棟の照明器具更新を計画していきまして、事業費は設計管理を含み6,220万円を予定しております。

す。

今後も日々の点検を行うことにより、施設の長寿命化につながるように努めてまいります。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） 現在までに施設修繕を含めて多くの金額が投資されていることは住民も周知のところでは。先ほど村長の答弁にもありましたが、今後の筑北地域の教育環境を見据えながら、本当に必要なものに関しては、子供たちのためにも投資していき、その中で工夫すれば予算なども抑えられるものがあれば、そういったところは優先して取り組んでいただけたらと思います。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。次に、教育関係において今後大きな割合を持つと考えられる、村としても進めているGIGAスクール事業について、お伺いします。

昨年から続くコロナ禍で、オンラインによる授業が全国各地で始まってきていることは、メディア等を通じてご承知のことと思います。そこで筑北村の現在のGIGAスクールの状況についてお伺いします。筑北村としてGIGAスクール構想の基本となる方針は、どのようなことまで考えているのか。これ現在でしたら学校内だけの使用、将来的な活用方法等聞かせていただけたらありがたいです。お願いします。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） GIGAスクール構想は、IoT、AI、ロボットを中心とした先端技術によって社会課題を解決していこうというSociety 5.0時代生きるすべての子供たちの可能性を引き出すため、パソコンやタブレットといったICT端末を学校現場で活用できる取り組みです。

教育委員会としての方針は、持続可能な社会のづくり手として、予測不可能な未来社会を自立的に生きていくために、まずは子供たちが端末を適切、安全に使いこなし、文房具の一部として活用できるようにと考えております。

新型コロナ等の非常事態下で、学校が休業になった場合でも、端末を活用した遠隔授業が各家庭で受けられる体制づくりや、インターネットを活用し他の学校との交流や情報交換、調べ学習やプログラミング教育等、今までとは違った幅広い学習環境の構築等により、最終的には個別最適な学びと共同的な学びを実現することを目指しております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） ありがとうございます。今後コロナ禍がおさまってきたときのことを考えても、筑北村の教育委員会として考えているタブレットの使用方法等はよくわかりました。今後、おさまってきたときのことを考えましても、オンラインによるタブレットを使つての授業などは必ずふえてくると思います。なので今の状況に満足することなく、よりすぐれたもの、現段階では今のサービスが最高だと思いますが、よりすぐれたものを児童・生徒にスピード感を持って、今後何か提供していく、今であればオンラインだけですが、それ以上のものを何か考えているもの等あれば教えてください。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） オンライン授業を超えてということですかね。GIGAスクールにしましては、ご承知のように小規模校ですので、人間関係が固定してしまうという、そういうデメリットもあるんですが、これもやはりオンラインになってしまうんですが、いろんなところとつながることによって、幅広い人間関係が形成されるということを期待しております。先日も中学校のほうですが、この夏に帰国しましたALTの先生とzoomによる話し合いをまたアメリカに帰国した後も続けているということでもありますので、そういうことによって幅広い人間関係が形成されるようなことに役立ってもらいたいと思っております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） GIGAスクールにつきましては、私も社会文教常任委員会の時代から関心を持って対応してきたところでございまして、この構想も本当は3年計画で文部科学省が進めていた部分が、コロナによってきゅうきょ1年ということで、事業化がされて、それに対応してきたということで、環境は整ったけれど、いざ、これから使うことになった場合、どのように授業、あるいは子供たちの成長に使っていくかということが課題となっております。

そういう中で、授業以外でも有効に活用していくことが、議員のご指摘のとおり大事だと思っておりますので、例えば野外学習ですとか、修学旅行、また来年早々には子ども議会がございすけれども、いろんな場で子供たちが自由に使えるようなことをまた支援してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） ありがとうございます。そういった中で、課外授業等でも使いたい

ということで、2番、3番合わせての質問になりますが、現在、課外活動で使いたいということも考えたときに、タブレット端末を現在、家庭への持ち帰りはできていない状況です。そのできない理由等あれば何が原因なのか、また、そういったことを始めるに当たっての本格的な運用時期はいつごろになりそうなのか、また、あわせてICT IOTに関連しまして、学習方法の専門家を配置するのか、それとも授業の内容にかかわらず、現在いる教職員で対応していくのか、あわせてお伺いします。お願いします。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） それではお答えいたします。小・中学校では10月に児童・生徒がタブレットを持ち帰って各家庭でのインターネットの接続確認を実施しましたところ、すべての家庭において接続ができませんでした。原因について調査したところ、児童・生徒の有害サイトへの接続制限設定が強固にされていたため、学校以外での接続ができないことが判明しました。本来であれば事前に対応しなければならなかったものであり、保護者の方々には大変ご迷惑をおかけしました。申しわけございませんでした。現在、家庭に持ち帰ってもタブレットを利用できる設定プログラムを作成しております。12月中旬には試験を含めた環境が構築できる見込みでありまして、再度持ち帰っての家庭での接続確認は1月中旬に行う予定です。また、これと並行して端末を持ち帰った学習等への取り組み方針も、学校と打ち合わせをしながら進めていきたいと思っております。

続きまして、ICTを活用した授業への支援ということですが、GIGAスクール構想の中にあっても授業の進行はもちろん教職員が行うものでありますが、先ほど村長から申し上げたように1人1台端末の整備が前倒しで行われたことから、準備不足の教職員もいます。この10月から教育委員会では、塩尻市の全小・中学校でICT支援を行っている法人と契約を締結し、筑北小学校、聖南中学校へICT支援員を派遣して、教職員の支援を行っております。来年度も引き続きICT支援員を授業の現場に派遣し、子供たちへのよりよい学習環境を整えていくという方針を各校長と共有しております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） ありがとうございます。だいぶ中身がどういった状況で動いてきているのかわかりました。私も小・中学生の子を持つ親として現在の状況では他の自治体に比べますとちょっとお困っている感是否定できないというのは感じます。状況を改善するにも、他の自治体で本格的に導入している学校等あれば、参考にして取り入れていくことは考えて

いただきたいなと思います。

また、そして自分たち、教育委員会のほうから積極的に学校の児童のほうに情報をとりにいく、そして頼りになる教育委員会を期待し、応援していますので、よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。最後、3番目に筑北村指定避難所施設の水洗トイレについての質問に移らせていただきます。

近年、台風等による自然災害が予想され、気象庁などから発信される避難情報が多くなり、この筑北村でも近年は避難指示が多くなってきている状況です。避難所での環境の中でトイレということを考えたとき、高齢の方や体の不自由な方にとって和式のみで用を1人で済ますということはできないかと思います。

そこでお伺いします。これは1、2一緒にお聞きします。避難所施設の男女別の和洋式の現在の筑北村の設置状況について、あわせて和式のみの場合、今後洋式トイレ等への変更の見通しなど考えているのか、お聞かせください。お願いします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（山田充彦） それでは私のほうから、避難所の水洗トイレ等についての状況について答弁させていただきます。

避難所のトイレの設置状況につきましては、現在、村には18の指定避難所がございます。男性用、女性用、それぞれに1つ以上の洋式トイレがあるのは12施設、女性トイレのみ洋式トイレがあるのが2施設、男女兼用のトイレで洋式トイレがあるのは3施設、男女兼用トイレで和式トイレのみが1施設という状況になっております。

洋式トイレの変更への見通しということでございますが、男性用、女性用にそれぞれ洋式トイレのない施設は6施設となりますが、そのうちの別所公民館につきましては本年度耐震補強工事にあわせて実施する機能強化工事の中で、男女別の洋式トイレに改修を進めているところで、残りが5施設となります。指定避難所のトイレの洋式化を含めた機能強化の前に、耐震基準を満たしていない施設の耐震化を優先して行っているところであります。すべての避難所の耐震化の完了後に、避難所の環境改善を目的とした機能強化を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） ありがとうございます。今後、村長もご承知のとおり村の高齢化率は確実に上昇してきています。いつ起きるかわからない自然災害が発生したとき、安心して

避難所へ行くにはトイレ環境というのは非常に重要なことだと思います。今後改修等予定は定かでない部分も、まだ5施設いつになるかということがわからない部分はあると思いますが、万が一の災害が起きたときでは、もう間に合いません。耐震化を最優先することは当然大事ではありますが、結果としてトイレが気になってしまい、避難をためらってしまうようなことでは避難所の意味が薄れてしまい、避難におくれが生じると思います。少しでも早く住民の皆さんが不安、心配なく避難できるよう、早い段階での対応を、計画をお願いします。

以上、本日申し上げたことは今後の村政運営にまた生かされていくことを期待して、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（待井安登議員） 以上で8番議員の一般質問は終了しました。

◇ 櫻 井 新 一 議 員

○議長（待井安登議員） 順番9、1、村長の公約について。9番、櫻井新一議員。

櫻井議員。

○9番（櫻井新一議員） 私の質問の前に、私の質問のときだけで結構なんですけど、録音機の使用を許可をお願いします。

9番、櫻井です。

村長の公約について、1番、村長の公約の中に「筑北地域は、一つ」というものがあつたのですが、どのように考えているかということを質問したんですけど、これ、同僚議員より質問があつたので、ただ、1点、私がちょっと質問したいのは、実は坂北と本城から坂井地区については必ず麻績村を通って行かなければだめなんですけど、その交通関係についての質問をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次については質問席に移りたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 「筑北地域は、一つ」という櫻井議員の、大変失礼いたしました。9番、櫻井議員の「筑北地域は、一つ」という中で、今、道路の問題でご質問を受けましたので、これについて答弁させていただきます。

坂井地域、それから本城・坂北地域は必ず麻績村を通っていくという中で、こうちらにつきましては高野村長とも就任以来お話しする機会がありました。選挙期間中も麻績村の下

田ですね、交通事故がありまして、夕方渋滞しました。それから先日も高速道路が通行どめになりまして、ほぼ1日高速が使えなかった関係で403号が大変な交通量になりました。

そういう中で、やはり403号を道路改良を進めていかなければいけないという形で合意しておりまして、こちらはもう両村ともに道路改良を要望していかなければいけないということで、麻績村さんの部分、それから筑北村の部分为解决しなければいけない箇所がございますので、要望活動をしっかり、これは新しい村長になっても強力に進めていかなければならないと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（待井安登議員） 9番、櫻井議員。

○9番（櫻井新一議員） 村長、どうもありがとうございました。私も実は建築士の資格を持っているので、こういうことに関してすごく興味があるんですが、今後とも何かありましたら質問させてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、あげてありました2番目のコロナ対策実施については、同僚議員が述べられて、その内容については私も納得しておりますので、省略いたします。

それから3番、若者定住策として若者の住む住宅建設をうたわれていますが、私は具体的にどこに、いつ、どのくらいの規模でやりたいのか。その前に同僚議員が言われた回答の中に、既存建物の処置を考えてからということだと思うんですが、とりあえず具体的な話は、もしよろしければ伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） それでは櫻井議員の3番目の質問でございます。これについて答弁させていただきますが、所信でも申し上げましたとおり、村における若者定住向け住宅が不足している状況でございまして、今後進めます雇用の場拡大のために企業誘致を進める上で、また移住促進を推進する上でも、住宅の供給については大きな問題であると認識しておりますので、またご助言等お願いしたいと思っております。

前関川村長の2期目において、村として若者定住向け住宅の建設に取り組んだ経緯がございます。結果として応募者がなく実現いたしませんでした。また住宅分譲地が13区画売れ残っている状況もございます。いつ、どこに、何棟ぐらいといった具体的なプランは現在、申しわけございません、立ててはおりません。

先ほど宮下議員にも答弁させていただきましたが、村として村営住宅を建設・管理するという従来型の発想とまたちょっと違った角度で、民間の住宅ハウスメーカー、あるいは住宅販売業者などと連携して、事業を推進していくことも可能ではないかと考えており、こうい

ったことも踏まえまして、住宅供給に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（待井安登議員） 9 番、櫻井議員。

○9 番（櫻井新一議員） ご答弁大変ありがとうございました。先ほど申しましたが、私は建築士としての専門屋さんなものですから、具体的にどういうところが住宅としてですが、非常に安い住宅をつくっている会社に就職していたこともあるもので、そういう知識はそれなりに豊富だと思うので、できればこの議会での質問ではなく、議員として村長に後で提言させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

非常に短いんですが、ダブってしまったもので、質問内容がなかなかないのですが、櫻井の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（待井安登議員） 以上で9 番議員の一般質問は終了いたしました。

質問の途中ですが、ただいまから暫時休憩をいたします。2 時 3 5 分まで休憩といたします。

休憩 午後 2 時 2 0 分

再開 午後 2 時 3 5 分

◇ 勝 田 昇 議員

○議長（待井安登議員） 順番 10、1、行財政改革と人口減対策について、2、公共交通と公共施設の有効活用について、3、行政・村民情報の提供について。10 番、勝田昇議員。
勝田議員。

○10 番（勝田 昇議員） 10 番、勝田です。

新しい村長を迎えた筑北村の最初の質問をさせていただきますが、1 番目に取り上げたのは、やはり財政問題ですね。40%以上を地方交付税に依存する財政で、村民サービスを充実

するためにはやはり財政が大事だと思うんですね。毎度お話ししているとおり、やはりこの財政改革というのはなかなか難しい問題で、私は新しい村長、太田村長は新しい風を吹くためにも財政問題にしっかり取り組んでいただいて、なおかつまた村政の継承については継承するものは継承すると、また今回のようなせんだって発表があったような村民に対してのサービスを即決するような形の中で、石油に対して石油の補助、そういうことに関しても迅速な動きをしていただいたことには感謝を申し上げます。

しかし財政が苦しいと、その決断も鈍るんじゃないかと。ですから基本的にこの筑北村の財政、特にやはり自主財源、自主財源がないと国も 1,000 兆円、何年か前に九百何十兆、いや、1 兆円超すだろう、1,000 兆超すだろうとか、赤字といいますか、そういうものが。国がやって地方も同じことをやっていると、国民だけが非常に苦しい立場になる。その上でもやはり末端の地区村長であるところの財政をしっかりと考えることが、やはりその長たる者の責任であると思います。その件に絡めまして村長にお伺いするのが、40%以上の財政を地方財政に賄っていると、それに関してまず村長が村長になられてから、夢の中でも結構ですけども、なられてから財政改革をどうしようかということがございましたら、お伺いしたいと思いますので、次の質問は質問席にてお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 10 番、勝田議員の行財政改革と人口減対策についての中で、ご指摘のありました財政改革、どのように進めてまいるかというご質問でございます。

その前に、財政規律を守るというのは私の最大の役割だと認識しております。そういう中で、先般石油価格高騰に伴う補助、生活支援事業、これを決断したわけでございます。この件について、若干触れさせていただきましますと、私も選挙期間中に石油の高騰については何らかの支援ができればと考えておったんですが、12 月になりまして国からの特別交付税措置が適用になるというような形の中で、財源半分ぐらいはその特交措置で賄えそうだという中で、麻績の村長とも何度となく会話して、今回の実現に至ったということでございます。

最終的に 2,000 円がいいのか、3,000 円がいいのかというのは非常に判断に迷いましたが、今回の商品券につきましても、印刷、それから書留にするわけなんですけど、その費用、あるいは商工会への委託費用を考えますと、2,000 円よりもどうせ経費がかかるのであれば 3,000 円がよいという判断で決断した次第でございますが、いずれにしても村の財源を、その一部を使うわけでございますので、今後も財政規律を守るよう努めてまいります。

そういう中で、ご質問でございます。まず着手する財政改革があるかというご質問の中で、

やはり短期的には新年度予算における村長査定、こちらがございます。今後、来月になりますが、村長査定の中で私は委託料、負担金、あるいは補助金、こういったものについてさらに精査を進めてまいりたいと思っております。

また、一方、細かい点でございますが、税や使用料等の未収がございまして、今年度も時効による不納欠損が 100 万円以上ございます。こういったことにつきましても私からご連絡を差し上げるなど、未収対策についても徹底してまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

なお冠着荘については、来年度から指定管理による運営を始める予定でございます。年間の委託料を 1,200 万円に抑えることができますれば、2,000 万円近くの負担が軽減されるということになりますので、指定管理業者への支援を図ってまいりたいと考えております。

一方、中期的な取り組みとしては、やはり何といたっても公共施設の統廃合を進めてまいることだと思えます。公共施設マネジメント計画に沿って住民や関係者の皆様と話し合いながら、村のぜい肉と思われる部分をスリム化してまいりたいと。ちりも積もれば山となると信じまして、1 つひとつ地道に取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（待井安登議員） 10 番、勝田議員。

○10 番（勝田 昇議員） 私の質問要旨のずっと下のほうまでお答えいただいたような感じがしましたので、今、そういうふうなことで村長にお伺いしたのは、村長もいつか私とちょっと議会が終わったときに会話の中で、ちょっとうちの村も委託料はちょっと多いんじゃないかと、これからは少し委託料を軽減しないかというお話が出てあったものですから、それでお伺いしたいんですが、今、全体的、委託料という項目がついた予算書で、今、委託料ってどのくらいあるんですか。件数と金額的に教えてもらえますか。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 令和 3 年度当初予算で申し上げますと、委託料全体では約 3 億 4,000 万円です。このうち工事の設計等、臨時的に発生する委託料を除いた経常的に必要な委託料はおおむね 2 億 3,000 万円となっております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 10 番、勝田議員。

○10 番（勝田 昇議員） うちの自主財源といいますか、村の収入がたしか 4 億円いったか、3 億円台になりますよね。その中で 2 億 3,000 万円が委託料。そうすると私はこれは役場の

職員さんが一生懸命あらゆることをやってらっしゃるのは承知しておりますけれども、この次の質問にも絡めますが、やはり今、村長がこれから目指すであろうDXとか、そういうことからすると、どの部分をどのように削減していくか。これ全庁的に大きな問題だと思うんですね。各課がやはりその中で洗い直さないと、1つの課でどうだこうだではなくて、村長ひとつその辺のところをリーダーシップをとっていただいて、ことしは今、お話を聞くと3億4,000万円、ではことしの予算は出るとして、それをでは来年は3億円にするとか、やっぱり今、現実があつて、それを努力によって減らす増やすというようなことが、数字的に明確にしませんと、やりたかったんだけどできなかった。やりたかったらできるはずなんですね。その辺のところを考えまして、村長、いかがですか、今、出ました3億4,000万円という、その中で2億3,000万円、これをどのくらい、例えば5%、10%というような形でもいいえたら、それが私は村長の新しい息吹をこの村に吹き込むという形の表明にもなろうと思います。ぜひちょっと無理だというならば申しわけないんですけども、今、全部精査、村長自身がしてないでしょうから、でもおおむね自分としてはというところがありましたら、ぜひお答え願いたいんですが。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 今の勝田議員の委託料に関する部分でございまして、こちらは私も議員のころから特に電算委託料については非常に高額で、しかも業者さんの提示される額にほぼ、何といたしますか、見積もりがすべてではないかなというように考えておりまして、一番は査定の中で電算委託料と、なかなか職員のノウハウのないところで発生する委託料については、メスを入れたいと考えております。

そういう中で、先般事業ヒアリングを行ったわけでございまして、今の電算委託料については基幹システムについては1社の随意契約でございまして、なかなかこの辺のところを、どうせ委託するのであればもっと広範囲に委託をかけて、トータルで費用を削減するということも1つでございまして、あとは県が進める共同化のシステム、こちらへの乗りかえも検討しなければいけない。これはかなり効果が出るというように考えておりますが、国のDXの考え方も、まだこれから具体化してくるところでございまして、そこを見ながら、直近はまずそういった今までの経緯にとらわれなくて、もう少し委託料を減らせないかという観点で査定に臨むつもりですので、現時点で何%ということは申し上げられませんが、そういう形で対応してまいりますので、また折を見てご報告させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（待井安登議員） 10 番、勝田議員。

○10 番（勝田 昇議員） そうですね、本当に今、何か無理な質問をしてしまったかなと思っているんですが、村長のその思いをこれからこの次の人口減と自主財源の話になりますけれども、やはり政府が進めていますデジタル・フォーメーションですね。これも単に事務の簡略化をするんでなくて、その中に連帯というような形も含めて、また、なおかつ連帯の中でも広域というような形でやっています。皆さんご存じのように、テレビで最近宣伝しているクラウドを何とか奉行がやっているような、そういうものをクラウドで利用していますから、ぜひそういうものの活用によって、またそれを活用するためには皆さんがそういう分野でも切磋琢磨していただかないと、なかなか村長が全部わかっている、現場でやる人がなかなかわからないとできないと思いますので、その辺の何ていいですか、庁内運営といいですか、その辺のところもひとつお願いして、自主財源をふやすには、やっぱり今、私が言いましたように、DXですね、これの推進が必要なんですけれども、まず村長のお考えとしてDXを推進するに当たって、どの分野が一番適合、この国の施策であるもののDXに対して、どの分野が一番我々のこの小さなといいですか、この村長議会の中、村長の管轄の中でお考えか、ちょっとどこの辺から手をつけられるかなというところが、私、非常に興味があるので、もしよろしければ教えていただきたいんですけれども。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 勝田議員の、ただいまDXの推進と人件費の抑制との絡みでのご質問かと思います。DXの推進が政府の主導で今、始まっているわけですが、具体的に行政のDXで具体化されているものというのは、私のところにはまだ届いていない状況で、いろいろな事例の紹介がございます。

いろいろ私もDXについては、これは取り組むべきかなとは思いますが、問題点が2つあるかなと思います。それはいわゆるDXを取り扱う役場職員が主になろうかなと思いますが、いわゆる操作を含めた習得、スキルの向上ですとか、そういった部分で、まずこれに対応できるか。それから今度利用する村民の皆様もそのDXについていかれるかという2つの側面がございますので、制度を導入したとしても、それが果たして効果が上がるか、あるいは逆に例えば人件費の増大につながるのではないかとといったことも見きわめなければならぬので、その点についてはやはり内容を精査した上で対応していかなければいけないというふうに思っております。

また、例えばマイナンバーカードを利用して、例えばコンビニで住民票を取得するという

ようなこともあるはあるんですが、まだ村内の登録件数が 30%弱だと伺っておりますので、いろいろな面で環境が整うのを見ながら、D X、効果が上がるものについては取り組んでいきたいとは思いますが、まだまだ運用が見えてこない状況でございますので、さらに研究を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 10 番、勝田議員。

○10 番（勝田 昇議員） ありがとうございます。今、村長が言われたように、マイナンバーカード、これなぜか進まないんですね、なかなか。これはどこの自治体でもそうなんでしょうけれども、いろんなうわさが立っていて、ひもづけると全部金融とか、そういうものが表立つんではないかとかあるんですけども、今回のような石油のクーポンを出すにしても、マイナンバーがあればできたかもしれないし、その辺のところはあるんですけども、ぜひその辺のところをお考えいただいて、進めていただきたいのがD Xのところですので、よろしくどうぞお願いいたします。

4 番目の形に移らせていただきますが、人口減は自然減と社会減があると思いますが、村長は社会減、人口をふやさなきゃいけないという題目があるわけですが、その中で自然に下がってしまうといいますか、その辺の社会減に対してはどのようなお考えをお持ちですか、ちょっと伺います。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 社会減という、勝田議員の質問でございます。社会減の原因についてどのようにとらえ、どのように対策を考えているかというご質問でございまして、これは私にとっても宿題ともいえるご質問でございます。原因としては、さまざまな原因が考えられるわけですが、やはり私が一番大きいと感じているのは、村内に働く場所がないため、世帯ごと峠を越えて村外に出ていってしまわれるというケースが一番かなと考えておるところです。

その根本ともいえる雇用の場の拡大について、やはり任期中に企業誘致活動を積極的に推進してまいり、働く場所、雇用の確保に努めてまいりということになりますので、効果があらわれるのは先の話になってしまいますが、取り組みとしては働く場所を拡大することになるかと思います。そのためにも何度も申し上げておりますが、住んでもらうために住宅も必要になってきます。Uターン者や移住者をいかにふやしていくかといったことについても、取り組んでまいりが必要があると思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（待井安登議員） 10 番、勝田議員。

○10 番（勝田 昇議員） 今、村長がお考えを述べていただいたとおり、やはり自然減より社会減が少ないというのはどうしてかという、やっぱり今、村長が言うように、生活するためには収入が必要なものですから、その収入の糧を稼がなければいけないと。ただ、村内にやはりそういう糧を稼ぐ企業なり仕事、職場がないということになると、どなたかがおっしゃるようなベッドタウン構想といいますか、そういうことをやらなきゃいけないんでしょうけれども、ただ、その先に立つものはやはり私はいつも言っているように、ここに住みたいという魅力を発信することだと思うんですね。これは今、お答えいただいたから、強くはあれですから、申し上げませんけれども、ちょっと 3 番目の要旨にかかわることなんですけれども、やっぱりホームページとか、そういうところの情報って皆さん、東京とか都心の方、よく見ているんですよ。ホームページですね、私が見ると 27 年度かな、21 年度かな、何かの決算から出ているとか、若い人って結構この村の財政、それから村長の考え方、そういうことをやはり移住を考えている人ってよく見ているんですね。ですからその辺のところも含めて、更新をとにかくまめにやるということが、人口等、また人口減対策とともに移住者定住と、これの根源になってくると思いますね。

ですからまた村長はその辺のところはよくおわかりのはずなので、ぜひまめに更新をして、村外の人が筑北村ってどんな村といったときに、ああ、あそこはこういうことをやって、情報をばんばん出しているし、みんな平等なところなんだよと。ただ、仕事がないよと。だけれどもあそこに行けば住むところはあるよと。そして近隣にやっぱり勤めるところがあるよ。私が移住したときと同じように、やはり 3 つの交通機関がそろっているって、本当にないんですよ。高速道路、J R、国道、そういうところ、立地条件はいいはずなので、それをもっと発信するようなことで、ぜひ人口減対策に関してはお願いしたいと思います。

次に、公共交通と公共施設ですが、公共施設に関しては同僚の議員さんが皆さんいろんなお話をさせていただいて、私も納得といいますか、そうだなということがあります。それから公共交通に関しても、村長が言われるように、のっけから言われたとおり、私が前から言っているように、村民が集まる、村民の集まって元気に会話をして、きょうも 1 日終わるところは、集まる場所も必要だけれども、集まる場所へ行く手段が必要だという話を以前からさせていただきました。村長のお話で、おふろですとか、バスの送迎をするとかいうことをやっていただければ、私は一番いいことだと思うんです。やっぱり会話していますと、こういう言い方は失礼なんだけれど、ぼけ防止といいますか、そういう形にもなる

そうなので、やはり人と人が対面して会話をするという事で、健康増進にもなると思いますので、その辺のところをぜひお言葉だけでなく、実行していただきたいなと思います。

それと軽くちょっと公共施設の冠着荘についてだけ伺いたします。冠着荘は前も指定管理して、それがだめになって、その次にまたという、今度3度目なんですね。普通は3度目で終わるんでしょうけれども、このままいきますと例えばだめであってもという、さっき私が言った、どこまでいったらだめなのか、どこならばいけるのかという1つの基準といえますか、その辺のところをお持ちいただかないと、またずるずるっといかれるんでは、これは困るものですから、困るというのは村長も困るし村民が困るわけですね。せっかくのサービスを授受できるにもかかわらず、そのサービスがされなくなるというのは困るものですから、ぜひ1,200まで、私、冠着荘がどうかと。ちょっと先ほども事業計画を拝読させていただきましたけれども、なかなかだなどと思っているんですね。ですから村長からお声かけしていただいて、とにかく今回冠着荘を再生するために、光和学園さんが見えになるそうですから、ぜひ皆さんの利用促進ということでも、ぜひ村長から一言あれば、また伺いたいんですけれど、どうですか。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 冠着荘の指定管理の問題につきまして、選定につきましてはいろいろご意見をいただきました。そういう中で、1社の応募があり、そのプレゼンを受けまして、適といたしました。来年4月からスタートさせていただくという中で、やはり合宿を見込んで計画しておられる部分は非常に多いわけでございます。当然筑北村の中のスポーツ施設が、私は充実したスポーツ施設があると思っておりますので、そういう面で協力できることもございますし、周辺のいろいろな施設がございますので、そちらもタイアップすればお互いにこれは相乗効果が生まれるものですから、できる限り4月のスタートから利用客がふえるというような形を期待しておりますし、また、そこを注視しながら対応していかなければならないと考えておりますので、今の段階では現在の計画に対して村もできる限りの支援をしてみたい、そういう覚悟でおります。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 10番、勝田議員。

○10番（勝田 昇議員） 村長、ひとつ冠着荘については、3度目になりますので、ここでそういう話がないように、ぜひ村長ご自身が冠着荘に対して熱意を持って応援していただければ、冠着荘をこれから管理なさる学園さんも継続していただけるのではないかと思います。

ぜひその辺のところをよろしくお願いいたします。

続きまして、3番目の②に移らせていただきますが、3地区の社協と社協の建物や各区常会の集会場などの経年劣化があります。このことについて統廃合といいますか、その辺のお話もあるんですけども、その辺はどうお考えですか。各区にいろんな建物があるんですね、やはり。それを区民の皆さんといいますか、常会の皆さんがやっぱりこれは直してほしいとか、そういうことの各区からの要望もあるやに聞いていますけれども、その辺の対応はいかに考えていらっしゃるか、ちょっとお伺いできればとよろしいんですけども、お願いします。

○議長（待井安登議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） まず最初に、3地区の社協の建物についてということでお答えしたいと思います。議員ご存じのとおり、やはり3施設の修繕というのはかさむ一方というところで、毎年高額な費用がかかっております。ただ、現在、住民福祉課の担当者、それから社協の担当者間におきまして、プロジェクトチームを立ち上げました。今後のデイサービスの利用者の状況、数ですとか、利用状況等を勘案しながら、施設のあり方について検討を始めているところです。会議を定期的開催し、早期に一定の方向性が出るように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（待井安登議員） 続いて総務課長。

○総務課長（山田充彦） 区及び常会の集会施設につきましては、それぞれの区、常会に管理をしていただいているところでありまして、特に村として老朽化等の進みぐあいは把握していない状況であります。

村としましては、本年度も当初予算にも計上してございますけれども、集会施設等の整備補助事業、2分の1の村からの補助ですけれども、この事業を活用していただきまして、事業を進めております。また小さなもので、地域の住民の方々に修繕できるものについては企画財政課のほうの主管であります協働事業支援金事業等々の支援も行っております。そういった状況を見ながら、それぞれ各区、常会の皆様方で改修を進めていただいているところであります。

なお、ことし当初予算230万円ほどの大きな額でございましたが、これにつきましては地元でもそれなりきのやはり資金を用意していただいてやったということで、当初村ではこういったものを全然改修、新築はしないよという形で筑北村はスタートしたところでございま

すけれども、そうはいつでもやはり地域活動のかなめ、区、常会の施設がかなめとっておりますので、引き続きこの制度は継続してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（待井安登議員） 10 番、勝田議員。

○10 番（勝田 昇議員） 両課長さんがお答えいただきましたけれども、ぜひやはりこういうふうに言うともあまりよくないのかもしれませんが、高齢化がひしひしと近づいてまいります。その中で区、常会の中でもなかなか役員が決まらないとか、これ直してくれとか、いろんな形の中で区の中でも皆さんが悩んでいらっしゃるの、ぜひその辺のところをよくお考えいただいているはずなんですし、また考えていただいていると思いますけれども、一層のその辺のご配慮をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

これは4番目の（4）の公共施設の統廃合案を議会、住民に説明する際、施設ごとの補助金、地方債等の充当額、返済が必要な場合、その他期間、金額など明記しておかないと、先ほど私が言いましたように、ここにあるものをここにするからこうなるという答えが出るはずなんです。でも先般から問題といたしますか、話になっているように、では学校を譲渡すると。譲渡する相手が手を挙げたと。先般の関川村長のお答えで、学校、筑北学校だとすれば、学校以外の業者が使うならば、そういう補助金は返さなきゃいけないよと。では手がおえないんじゃないかとなったら、先にここにある個別化計画の中に入る個別化ですから、全部出ているわけですから、そこに対する補助金なりの額があれば、最初にその説明をこれこれこの建物はこういう資金が入っているの、これを処分するためにはこれをまず清算しなきゃいけないということから話が始められないと、まずこれを計画にのっとったらこれを廃止したいんだけど、廃止しようかとずっと話は進んだら、いや、実はこれ、こうなんだという話では、また堂々めぐりをして終わってしまうので、ぜひこれはこれから公共施設もありますけれども、いろんな形の中で数字を明らかにすると。先ほどこの村に移住を考えている人は、ホームページを見て、この村の財政も見えております。ですからその辺のところを明確にすることによって、この村は明確になっているからいいと、ほかのところはもやもやでわからないけれど、ここはしっかりとしているという価値判断をいただけるんじゃないかと思っておりますので、ぜひちょっとその辺のところはいかがでしょうか。お伺いします。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 建物等用途廃止をするとか、用途変更して利用する、当然多くの建物に補助金等使われております。議員おっしゃるように、どういう後利用する方向も

もちろんですし、そういったところもまたお示しできるように努めてまいりたいと思います。
以上です。

○議長（待井安登議員） 10 番、勝田議員。

○10 番（勝田 昇議員） 本当、企画財政課も企画財政ですから、いろんなことを考えたり、財政的にもいろんな手当てをしなきゃいけないし、こういうことを事業をやりたいんだけど、それは国からの補助金の中で農水省なのか、総務省なのか、電波に関しては総務省だなとか、いろんな形で判断しなきゃいけないと思うんですね。でも言葉は悪いですけども、そういうひもつき資金というのですか、そういうそのものを持ってこないと、先ほど来からお話ししているようにやはり自主財源が少ないですから、どうしてもその辺のところを利用しなきゃいけない、これはよくわかります。ですから今、もう合併して 17 年以上たつ村ですから、そういう古い建物はもう、きれいにしなきゃいけないという段階ですので、ぜひこれから補助金なりのそういうものを利用するに当たっては、もともとのものを削除、もともとの原因を削除してないと、ものは壊せばいいんですけども、数字が書かれている書類は壊しませんから、その辺のところの整理をしていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。行政・村民情報の提供について。

先ほどからる言葉の端々にそういう話を出して申しわけないんですが、やはり議会もそうなんですが、やはり公にこの村の現状、この村の状況をつぶさに知る方法って、今、新聞とか紙ペーパーもあるんですが、やはり今、ウェブの時代ですので、ウェブに載せるということがやはり個人個人がそれを利用して見るができる、のぞき見るができて、この村の環境を見ることができるので、ぜひその中できょう私がこの質問をしていることが、この質問したことが東京の人が読める体制。というのは議事録の公開。議事録があって初めてこういう問題について、この村は真剣に考えているなということを表に宣言できるはずなんですね。毎度といいますか、委員会でもお話ししたとおり、東筑 5 村の中で筑北村が残念なことにホームページに議事録が出ていないんですね。ですから早急に私は、それがまず住民に対して、それからこれからこの村に移住を考えている若い人、お年寄りもそうかもしれませんが、そういう方に情報提供という点においても、この議会の議事録を公開すると。これは議員になって初めて「議員必携」というような本をいただいて読みましても、それは議会としての当然の業務である、義務である、そう書かれておりました。ですからぜひホームページに議事録の掲載をお願いしたいんですが、村長、どうお考えですか。今、私が言っ

たことで、何か行政として出せないというか、そういうところはないですね。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） ただいまの勝田議員のホームページに議事録をとということでございますが、これはいろいろ確認することがまず1つあります。というのはどういうことかと申しますと、今、「ホットスポットちくほく」で議会の議事の内容を編集して出していただきます。これは各議員の皆様が編集していただいて、一部を出している状況でございます。例えばこの議事録を今、音声から起こしまして、一言一言これ議事録に出すとなると、膨大な量でございますし、特に固有名詞、地名ですとか人名ですとか、こういったものは非常に誤変換という失礼ですが、いわゆる業者さんに委託しても正確な変換はできないと。いわゆるどうしても誤変換が生じてしまうと。では、どこの部分を割愛しようかとなると、またこれはこれで大変な問題でございます。公開するのはやぶさかではないんですが、それがどういう形がいいのかというのは、これは議会議員の皆様とも十分検討して、やるべきだと私は考えておりますので、果たして膨大な議事録がウェブ上にアップされることが、それが情報公開につながるかということも踏まえまして、ご検討いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 10 番、勝田議員。

○10 番（勝田 昇議員） 確かに村長が言われるように、すべてオープンにすることがいいことだとは思いませんけれども、ただ、今、言ったように私も議会の皆さんと協議した上で、いろんなホームページも、それから今、お名前が出てしまった東筑5村の中の公開しているところのものをよく精査して、議会の中でも検討していきたいと思っておりますけれども、その節はぜひよろしくご協力のほど、お願いいたします。

続きまして、村民との対話についてなんですが、村長はこれからは村民との対話を重要に考えて運営していきたいというお話を伺ったものですから、どのような形でそれを村長は今、お考えか、その辺のところをお伺いしたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） まず行政懇談会の開催につきましては、選挙期間中に語る会を開かせていただいた中から質問が出ました。私はその件につきまして、開催させていただくということで、これにつきましては従来どおり3地域での開催ということで、開催時期につきましてはちょっとこれから詰めさせていただきますけれども、行政懇談会、開かせていただくと。テーマをいろいろな形で絞って、行政も今、抱えている課題をお話ししながら、直近の問題で

すとか、伺いたいと思っております。

また、やはり区要望等が多いかなというふうに考えておりますので、区長会につきましてもお話をさせていただきたいなというふうに思っております。

それから私が特に子育て世代や若い世代の皆様を対象とした懇談も開きたいと思っているんですが、働いていらっしゃるというようなことも踏まえまして、いわゆるPTAの集まりですとか、そういった機会をとらまえて実施させていただければと考えております。出生祝い金とか結婚祝い金の贈呈の場で、個々にはお会いすることもあるのですが、機会とすればそういった機会をとらまえて実施をさせていただきたいと思っております。

また、早速ではございますが、15日につきましては旧筑北小学校の後利用に関する住民説明会ということがございますので、またその場でも住民の皆様からの声に耳を傾けたいと思っております。今回、最後ということではございませんので、まずはいろいろな皆さんの意見を聞くというところから始めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 10番、勝田議員。

○10番（勝田 昇議員） いろいろお伺いしました。ぜひ今のお言葉のとおり、村民に近い村長であっていただきたいと思います。そしてまたこれは私の記憶に残っている言葉なので、申しわけないんですが、集まらないからやらないんだよというようなことはやめていただきたい。集まらないのは集まらないだけの内容しかないから集まらないので、村民が集まるということは、それだけの内容がある、それを聞きに行きたいという欲望があるので集まるので、ですから今、村長が言われるように、本当に7時にやったら集まらなかった、6時にやったら集まらなかった、では何時にやればいいのかという、寄り添うようなことで何回もやっていただいたほうが私はいいと思いますので、ぜひ村長の最初のお言葉のように、対話を重視するということの村政を続けていただきたいと思っておりますので、これでことし令和3年12月定例会の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（待井安登議員） 以上で10番議員の一般質問は終了しました。

◇ 鎌 田 欣 子 議 員

○議長（待井安登議員） 順番11、1、給食費の無償化について、2、太陽光発電システムに

ついて、3、児童、生徒の通学路について、4、若者定住住宅の建設について。11番、鎌田欣子議員。

鎌田議員。

○11番（鎌田欣子議員） 11番、鎌田欣子です。

きょうは4つの質問をしております。ただし同僚の議員が2つにつきましてはしておりますので、私の疑問に思っている点だけを質問させていただいて、質問をかせさせていただきますと思っております。

最初に、1番の給食費の無償化については、同僚の議員が何人か質問されておりますので、やはりこれは村長の公約の中にもあり、前段の中にお話もありましたとおり、徐々に4年間の中で考えていくというお答えもございました。ぜひ私としましては、やはり給食費の事務の大変さもわかっておりますので、ぜひ進めていただきたいなというふうに考えております。

そこで2番目の太陽光発電システムについてということで、質問させていただきます。

この件につきましては、私、議員になりまして何回かさせていただいております。一番最初の1期目のときにもしておりますが、その当時はやはり太陽光発電に関する知識的なものが低いのか何かわかりませんが、大変冷たい返事が返ってまいりました。一時期大変太陽光も見直されましたけれども、またその後、下がりまして、今また再生可能エネルギーということで注目されております。

その中で、例えばこの役場の庁舎、学校の体育館、その他もろもろある中で、ぜひ太陽光を取り入れていただきたいなと思っております。その中で、先ほど同僚議員が学校の強靱化のことについてお尋ねした中で、聖南中学校に関する質問がございました。来年度に体育館の屋根を修繕したいという旨のお話もございました。なぜ私が聖南中学校の体育館に固執しているかと申しますと、体育館の屋根は暖かくなってまいりますと膨張音がしまして、一番肝心なときになりますとボンボンと音がするんです。これは大変、例えば校長先生のお話だったり生徒の話の中で、大事なときにそんな音がしてしまいまして、大変残念に思っております。ぜひそこで来年修繕が可能、修繕することを考えていらっしゃるようなので、そのときに太陽光発電もあわせて載せながら、その膨張音が改善することが目的で修繕なのか、よくその辺もわかりませんが、その辺について村の考え方と、それから村長とか教育長にお話をお伺いしたいと思います。

質問席にて質問させていただきます。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（山田充彦） まず私からは太陽光発電のシステムについて、答弁をさせていただければと思います。

村の建造物に太陽光発電システムの設置ということで、平成 31 年度に民間事業者より太陽光発電システム設置に伴う公共施設の屋根貸し事業についての調査がありまして、その中で聖南中学校の体育館も対象になっておりました。しかし体育館建設時の耐震構造計算書がなく、太陽光発電システムが設置可能なのか、改めて調査をする必要が発生しました。新たに耐震構造計算書を作成するには費用が発生すること、また新型コロナウイルス感染症の移動自粛等が始まりまして、民間事業者が来村等できなくなったことによりまして、現在、この公共施設の屋根貸し事業がとまっている状況でございます。

今後、国の再生可能エネルギーの推進状況を確認しながら、引き続き対応を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 11 番、鎌田議員。

○11 番（鎌田欣子議員） たしか同じご返答を前にもいただいたような気がしております。そこで私もほかの村、例えば青木村、それから生坂村、いろんなところに視察やら会議で伺いますと、青木村さんもいろんなところに、公共の屋根のところに載っております。生坂村もやはりいろんなところに載っておりまして、なぜ筑北村だけができないのかなという質問を何回もさせていただいているんですけれども、返ってくる答えは先ほど総務課長が申されたようなお答えばかりでした。

ということは何かよくわからないですけれども、去年、昨年あたりから電気料に関しましても違った業者を使って、電気料が安くなるからというお話もしておりましたけれども、やはり自分の使う電気は自分の屋根からとって使えれば、ほとんどが昼間しか皆さんお仕事しておりませんので、夜もしている方もだいぶいらっしゃいますけれども、ぜひ太陽光を使っでの発電を考えていただけたらなというふうに考えております。その点に関しまして、村長、また次の質問は教育長もありますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） ただいまの鎌田議員からご指摘がありました太陽光発電につきましては、議員は以前からこの質問、提案していただいております。私も現在、太陽光の設置にかかわる例えば費用だとか構造とかございますけれども、やはり村として今の地球環境問題に取り組んでいるという姿勢を示すことが一番大事かと思っております。

そういう中で、県や今度国からの支援を受けながら、再生可能エネルギーへの取り組みを、できれば来年度予算から取り組んでいきたいと思っております。そういう中で、またご助言等いただけたら幸いだと考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 11 番、鎌田議員。

○11 番（鎌田欣子議員） ありがとうございます。ぜひ前向きな姿勢で研究をされて、やはりだいたひコストも安くなってまいっておりますので、ぜひ研究をなされて考えていただけたらなというふうに期待しておりますので、村長、よろしくお願いいたします。

もう 1 つは、先ほどちょっと言いましたけれども、聖南中学校体育館の修繕の件を先ほどちょっと別の同僚議員がお話ししておりまして、その辺に関しまして教育長、何かご返事、ございますでしょうか。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） 今の来年度予定しております聖南中学校の屋根の改修、これは 6,000 万円ほどかかります大規模な改修ではあるんですが、あの聖南中学校が持っている膨張音を解消する、あれは設計上の問題であるものですから、その改修というところまでは至らないものであります。

ただ、ちょっと先ほどの村長の意見と重なりますが、太陽光につきましては学校施設も相当大きな屋根を持っております。それと昨年 11 月に筑北村も地方公共団体の私たちの行政活動として、令和 6 年度までに CO2 削減 3 % という、地球温暖化対策推進計画を立てておりまして、その中にも太陽光パネルの設置の検討は書かれておりますので、学校の屋根についても構造的なものも含め、十分調査したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 11 番、鎌田議員。

○11 番（鎌田欣子議員） 今、教育長の説明の中に、修繕に 6,000 万円という数字が出てまいりましたが、6,000 万円かけて、ぜひそのときに 6,000 万円の中に調査費とかそういうのは入らないということですよ、ですから、先ほどから聞いていますと。いわゆるペンキを塗るとか、そういったたぐいのことで 6,000 万円ということでしょうか。その辺ちょっと、6,000 万円の中の数字というのは単純に、これちょっと別の質問になってしまいますが、膨張音の改善につながるものも調査することも不可能ということでしょうか。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文）　ちょっときょう 6,000 万円の詳しい資料を持ち合わせてはいないんですが、設計管理を含めてということでありまして、その中に要は気温差によって暖かくなってくると金属が伸びて音が発生するという、それについてそれを解決するための調査の設計費用とか、調査または設計費用は含まれておりません。

以上です。

○議長（待井安登議員）　11 番、鎌田議員。

○11 番（鎌田欣子議員）　ありがとうございます。大変難しい問題ではありますが、ぜひこの問題は長期にわたり検討をしていただきたいなというふうに考えております。

では、次の質問に移らせていただきます。児童、生徒の通学路についてということで質問させていただきます。

ことしの 6 月 28 日に、千葉県の八街市で下校途中の小学生の列にトラックが突っ込み、児童 5 人が死傷した事故がございました。それを受けまして、私も見守り隊というものを持って、朝歩いているんですが、ほとんど持っていない状態ではいるんですけれども、登校している子供たちを見守りながら歩いているところを見ますと、ちょっといろんな危ないなというところが何カ所もございます。ほかの地域のお母さん方からも言われたりしておりますので、ぜひ検討をしていただきたいなというふうに考えております。

まず村道については村が管理できる部分だと思いますが、警察がかかわってくるから大変難しい問題ではありますけれども、例えば今まで子供たちは本当のことをいいまして、例えば本城の子供たちは、その前に坂北の今の旧坂北小学校へ行くときには、もうバス通学が、例えば八木の場合ですと八木の公民館へ行けばよかったと。本当すぐ近くのところに行けばよかったということで、何年かぶりで今は八木の子供たちはこの庁舎のこの前で乗ることになっております。通学の時間、通学の距離が延びまして、大体 1 キロ弱くらいのところで延びております。その中でやはり村道を通り、県道を通り、国道を通りという子供たちも結構いまして、特に村道に関しましてはいわゆる側道がないとか、いわゆる横断歩道がないとか、いろんな問題がございます。それで村に依頼した場合、どこまで管理とかそういうのが、いわゆる警察にいつてどこまでやってもらえる、村道に関しては多分側線引くことは可能だと思うんですよ。ですけれども横断歩道をつくるのは例えば、単純に田屋のほうから来ますと、県道を渡らなくてはいけないので、県道に横断歩道をつくる場合も難しいですし、八木の場合ですと駅前のところ横断歩道がございませんので、それはどこへ引いたらいいのかと、そういったいろんな細かい問題がございます。

そういったことがどの辺までできるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（窪田信幸） それでは、鎌田議員のご質問につきまして、お答えさせていただきます。

通学路の安全対策につきましては、教育委員会のほうでも検討しているところでございます。毎年関係機関に集まっております。筑北村通学路安全推進会議を開催しているところでございます。その中で、小学校、中学校の保護者やPTAの皆さんから出された要望箇所、これを学校のほうで取りまとめていただく。それから教育委員会で独自に調査した危険箇所、こういったものもこの会議に提出いたしまして、出席していただいています道路管理者、例えば松本建設事務所、村の建設課、それから関係者といたしまして安曇野警察署、安全協会、それから小・中学校の校長、それから教育委員会、これらのメンバーが一堂に会しまして、机上で、また現地を立ち会いながら協議をして、対策を検討していると、そして進めているということでございます。

それで最近、この会議の中でご要望いただいた中で現地を確認し、対策をとった事例を申し上げますと、坂井地域の坂井支所の東側にございます村道杉崎線と、県道の大町麻績インター千曲線の交点、こちらがございしますが、この会議で現地を確認し、対策ということで、この交差点部分に青色の着色をして、誘導線等の設置も行いました。また坂北体育館の西側の県道と村道との交点、ここには誘導線を設置してございます。

また、国道の関係ですが、403号線の長畑の筑北電気さんの付近でございしますが、ここについてもやはり現地立ち会った後、警察等のご判断をいただいて、横断歩道の設置ですね。これは横断歩道を設置していただいたということでございます。また西条駅から小仁熊方面に向かっていく県道につきましては、急坂でカーブがあるということで、ドットラインのラインを引いていただいた。こんなようなことをこの会議の中で話した、または現地を立ち会った中でご考慮いただいて、それぞれの担当する部署で進めていただいていると、こういった状況でございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 11番、鎌田議員。

○11番（鎌田欣子議員） 今、言ったところは、もう、かつてから問題になっていたところがあるので、多分これは事故が起きたり、坂井についてもそうだと思いますし、刈谷沢のところの辺も以前から申請のあった部分なのでわかります。ですけれど細かいところにやはりこ

れからつくっていかなくてはいけないと思います。朝は結構父兄の方がお見送りに来ております、見ています。帰りも迎えに来ているおばあちゃんたちが結構おります。そういった人たちの意見も聞きながら、ぜひ細かい通学路に関する危険をなくしていただくようにご努力をお願いしたいと思います。

次ですが、もう1つ、学校の周辺に「速度 30」という文字が聖南中学校、それから今の筑北小学校の周りにはございます。この速度 30 という文字なんですけれども、この速度 30 というのは多分学校周り何キロとかという制限があるものかどうか、その辺はちょっとわからないですけれども、単純に子供たちが通っている通学路に関しまして、結構建設業者さんの車だったり、その他もろもろの車が通勤に使うために結構飛ばしているところは何カ所もございます。そういったところの通学路に関しまして、私は速度 30 が引けたらいいなと個人的に思っているんですが、多分公安的に無理だろうとは思いますが、その辺のいわゆる何らかの措置ができないかということのを学校側からか、村からか、またはどういった方面からやればできるのか、教えていただきたいなと思います。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（窪田信幸） それでは、まず最初に「速度 30」の関係でございますが、これは「ゾーン 30」という名称で呼ばれておりまして、現在、聖南中学校の周辺になりますが、北は七つ松橋の付近、それから東側は川沿いの道路、それから南につきましては聖南町の公民館から国道へ向かう道路、あそこから北側の範囲、このエリアをゾーン 30 というエリアに指定をしてございます。この中につきましては、村道でありますので、速度 30 ということで規定をしていただいて、これは県の公安委員会のほうで設置をしていただいて、始まりと終わりにつきましては標識がついて、また道路に標識がございます。

このエリアを拡大するに当たりましては、県の公安委員会のほうへ申請を出していただいて、審査を受け、その後規制が張られるという形になります。

また、あわせてこの間の交通安全対策といたしまして、グリーンベルト等の設置もこの中のメニューの1つとなるかと思えます。

ただ、エリアの設置につきましては、そのエリア内の住民の方のご理解と近隣の住民の方のご理解を得なければいけないというような内容になろうかと思います。当然規制をかけますと、これは24時間30キロ規制という形になります。また、ちょっと安曇野警察署のほうへ再度確認をいたしました、国道、県道につきましてはその一部をこのエリアに取り込んで、30キロ規制にするといった例はないということでございます。現実としては不可能では

ないかという回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 11 番、鎌田議員。

○11 番（鎌田欣子議員） 私の思っているところは、やはり県道、国道ではなくて、村道ですので、県の公安委員会へ申請すれば何とかなるというふうに受け取りましたけれど、それでいいでしょうか。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（窪田信幸） 議員おっしゃるとおり、そういうことでございますが、ただ、必要書類、当然ですけれども、そろえて、住民の方のご理解をいただいた中での申請という形になろうかと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（待井安登議員） 11 番、鎌田議員。

○11 番（鎌田欣子議員） ありがとうございます。やはりこういったものはぜひ検討していかなくてはいけない問題ですので、ちょっといろいろな方面から活動をしていきたいなと思っております。

3 番目の質問は今、お返事をいただきましたので結構でございます。

あと 4 の若者定住の件につきましては、村長が何回もお答えをなさっていらっしゃるので、私としましてはこの質問はなくそうとは思っていたのですが、一言だけつけ加えたいなと思います。

一応坂井地域の杉ノ越に 5 区画の宅地造成事業の区域がございます。そこはぜひ坂井地域に小学校が移り、それから保育園のすばらしいのもございますので、ぜひその辺から始めていっていただければいいなというふうに思っておりますので、これはご提案ということでよろしく願いしたいと思います。

以上をもちまして、私、鎌田欣子のきょうの質問を終わりにさせていただきます。

○議長（待井安登議員） 通告されました一般質問は、以上で終了しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

なお今後の予定は、14 日火曜日午前 9 時から定例会本会議第 3 日、議案審議、採決を行います。本会議終了後、全員協議会を行います。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

本日はこれで散会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（待井安登議員） 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時43分